琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係　軍用地問題（プライス報告を含む）沖縄代表団訪米関係（昭和33年）第一巻

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43876

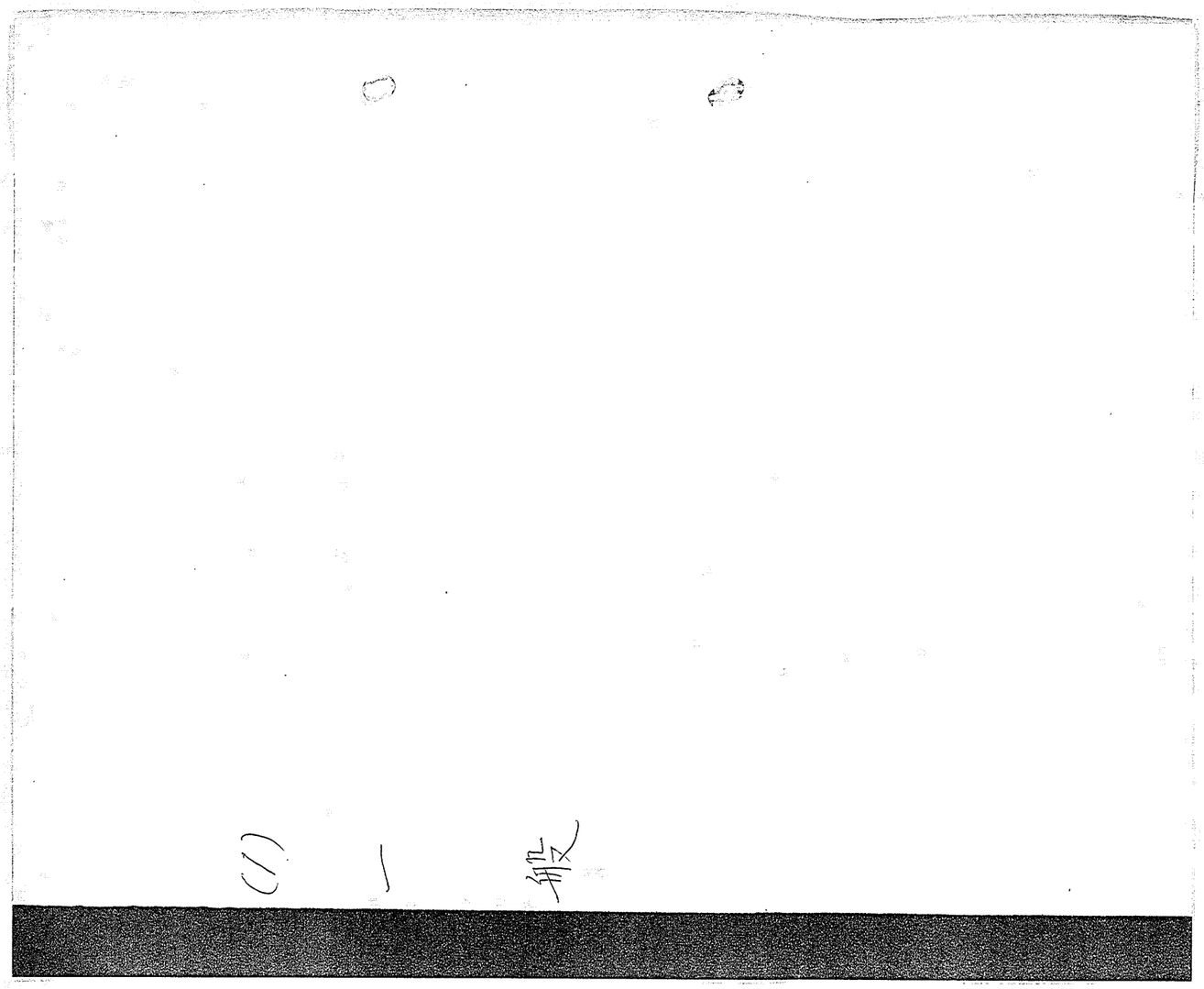
(1) 一 研究

アジア局 北東アジア課

オ一五八号

昭和三十三年五月十七日

那覇日本政府南方連絡事務所長

外務省アジア局オ一課長殿

派米に関する決議送付の件

十六日立法院本会議で決議のあつた軍用地問題解決のため院代表の派に関する決議別添の通り送付する。

総理府

記帳了

回覧番号 亜北 973

日本標準規格 B5 (十四行罫)

北東アジア課 33.5.20

外支 政 課 33.5.19

417

決議案第八号

立法院代表の米合衆国派遣に関する決議案

右の議案を発議する。

一九五八年五月十六日

発議者　軍使用土地特別委員会

委員長　知花英夫

立法院議長　安里積千代殿

委員会審査省略要求書

立法院代表の米合衆国派遣に関する決議案については立法院法第四十三条第四項但書の規定に基き委員会の審査を省略されたい。

一九五八年五月十六日

軍使用土地特別委員会

委員長　知花英夫

立法院議長　安里積千代殿

立法院代表の米合衆国派遣に関する決議

軍使用土地問題は沖縄における最も基本的な重要問題でこれが早期解決は全住民の等しく要望しているところである。しかしながら本問題解決のためのわれわれのすべての努力は少しも報いられず依然として住民の意思に反する一括払いが強行されているので四原則を堅持する住民の要望を米合衆国政策に反映せしめるためにわれわれは立法院代表を再び派遣して米合衆国大統領及び米合衆国議会に直接要望して問題解決の進展をはかる必要を認めた。よつて琉球政府立法院は代表二名を四十日間米合衆国に派遣することを決定し、その人選は議長に一任する。

右決議する。

一九五八年五月十六日

琉球政府立法院

決議案第八号

立法院代表の米合衆国派遣に関する決議案

右の議案を発議する。

一九五八年五月十六日

発議者　軍使用土地特別委員会

委員長　知花英夫

立法院議長　安里積千代殿

委員会審査省略要求書

立法院代表の米合衆国派遣に関する決議案については立法院法第四十三条第四項但書の規定に基き委員会の審査を省略されたい。

一九五八年五月十六日

軍使用土地特別委員会

委員長　知花英夫

立法院議長　安里積千代殿

立法院代表の米合衆国派遣に関する決議

軍使用土地問題は沖縄における最も基本的な重要問題でこれが早期解決は全住民の等しく要望しているところである。しかしながら本問題解決のためのわれわれのすべての努力は少しも報いられず依然として住民の意思に反する一括払いが強行されているので四原則を堅持する住民の要望を米合衆国政策に反映せしめるためにわれわれは立法院代表を再び派遣して米合衆国大統領及び米合衆国議会に直接要望して問題解決の進展をはかる必要を認めた。

よつて琉球政府立法院は代表二名を四十日間米合衆国に派遣することを決定し、その人選は議長に一任する。

右決議する。

一九五八年五月十六日

琉球政府立法院

アジア局長／参事官／北東アジア課長

第一六五号

昭和三十三年五月二十二日

那覇日本政府南方連絡事務所長

外務省アジア局第一課長殿

軍用地問題解決折衝団派遣決定迄の経緯について

一、五月八日立法院土地特別委員会に於ては「軍使用土地特別問題解決具体案」は既報の通り第一項一括拂いの項に於ける賃貸借契約とするか補償にするかの社大、民主、新政（前者）と民連（後者）との間に意見の一致を見ずそのまゝ保留となり派米代表として立法院

二、行政府二、地主側二の派遣を決定した

それと同時にワシントンに於ける折衝は活動は立法院及び地主側の民側を主として行政府側は従の立場で行動することをも決めた。

この点については五月九日当事務所を来訪した琉球政府赤嶺法務局長も諒承できると語つてゝた

二、五月九日立法院土地特別委員会は前に保留された契約か補償かについて検討したか結論を得ず十二日開催予定の立法院全体会議に移すことにした。

三、立法院は十二日に全体会議を開催参考人として行政府（赤嶺法務局長）及び土地も総連合（桑江事務局長）等を招き折衝案の仕上げについて検討を加えた、此日民連側の補償とすべきだとの主張は殊の外強く結論を得るに至らなかった

四、立法院土地特別委員会は十三日開会折衝案中未決定のまゝに残

総理府

北東アジア課 33.5.26 受付
文書課 収 33.5.26 291
記帳了
回覧番号 亜北 718

されている支拂方式について引き続き検討、契約にするか補償にするか何れの結論にも到達せず、此問題については代表が渡米の際本土に立ち寄り本土政府と話し合いの上で助言を得て代表団に決定の权限を挙へるとする山川議員の提案を採決することとし民連側二の反対を賛成七で押し切り可決、更に派米代表の人選は議長一任と一問題を本会議に移すことにした。

五 立法院土地特別委員会は一五日開会、院議にかける「院代表の米國派遣に関する決議案」を可決、内容は院代表二、期間四十日、人選は議長一任出発は五月下旬となっている。

尚此委員会で派米決議案の中に折衝具体案を織り込むか否かについて論議が行はれたが(1)折衝具体案は豫め公表すべきでない、(2)支拂い方式について現地側で民側と他の三派の間に意見の一致を見ない、(3)本土政府の意向打診の必要がある等の点からして異論があり纏らず遂に採決に移し六時まで同決議案の中に具体案は織りまないことにした

六 立法院は十六日本会議を開催、土地特別委員会で採決を見た「院代表の派米決議案」を上程討論(民連反対、社大、民主、新政賛成)の上票決賛成二三反対五で原案通り可決した(五月一七日付才一五八号参照)

此決議で人選は議長一任となり議長は民政府へその旨を通告直ちに準備に着手することにした

尚土地特別委員会は職務として行政府軍用土地地主連合会、土地を守る総連合会等と諸資料の調整準備に着手することを決めた

七 立法院土地特別委員会は十七日行政府(赤山領法務局長)土地

(文唱堂納)

を守る総連合及び軍用土地及主連合会を招き諸資料の調整整備について種々打ち合はせをした

八 安里立法院議長は十九日バージャー首席民政官及ギーリス副民政官と会談、住民代表の派米について正式に立法院の決定事項を通告代表の受け入れ態勢についてユースカー側の斡旋方を要望した

九 バージャー首席民政官は二十日当間主席及び安里議長を招致渡米についての米國陸軍省長官からの正式招請状を当間主席に手交、招請状は当間主席外六人に対するものであるが主席の外は主席からの内申によって高等弁務官が承認するとの手配になっていると内定した六人は安里立法院議長、兴儀議員（民主党総裁）赤嶺法務局長、桑江軍用地主連合会長、渡慶次市町村長会副会長、具志堅主席専属秘書ということになっており更に招請状にはワシントン訪問の時期を六月二十日頃と明示してあると以上経過の概要を述べたのであるが米側からの正式招請状が到着し再検討中を伝えられている軍用地問題について住民の意志を率直に訴え従来の土地政策の変更を期することにより派米代表の顔振れも當間行政主席、赤嶺法務局長、安里立法院議長、兴儀民主党総裁、桑江軍用土地々主連合会長、渡慶次市町村長会副会長の外に具志堅主席秘書計七名と決定発表（二十日）された。

かくて立法院土地特別委員会が採択した折衝具体案は代表団が折衝すべき具体案の基本をなすものとしての取り扱いとし、事領土权に関する点については（一括拂いの項で保留となっている契約又は補償の問題）本土政府との話し合いをもちその助言を得ても米側へ当ると共に折衝の全般に且っては本土政府と一体

総理府

（文唱堂納）

となって活動すべきだとする態勢を以て臨むとのことが観察流
準備されている具体案を背影に折衝に当っては代表団に或程
度の权限を与えていることも事実のようである。
代表団一行の当地出発は未決定であるが当面主席はブラジル移
民五十周年記念式典（六月十八日）への招待もあり一行より一足
先きに南米を訪問し六月二十日頃ワシントンで一行と打ち合う予
定らしく概ね五月二七、八日頃上京出発の途につくものと目下のと
ころ傳えられている。
他の派米代表は今のところ六月上旬と予定し民政府と調整中で
あると

（五月二十二日 午前十時）

総理府

（文唱堂納）

アジア局長 参事官 北東アジア課長

第一六三号

昭和三十三年五月二十二日

那覇日本政府南方連絡事務所

外務省アジア局第一課長殿

派米代表への招請状送付の件

六月二十日当間主席宛のブラッカー米陸軍省長官（電報の國防長官は誤）（ブース高等弁務官代署）の招請状字別添の通り送付する。

尚主席の外六名の代表団に対しては主席からの内申によって高等弁務官が承認することになっていると。

追って派米団一行のスケジュールは決定次第送付する。

総理府

記帳了

北亜 [illegible]

369

20 May 1958

Daar Mr. Thoma:

I am authorized, on behalf of the Secretary of the Army, to extend an invitation to you to visit Wahington, D.C. on or about 20 June 1958 for the purpose of discussing with the Secretary of the Army and his staff various provlems of mutual interest.

In addition to the Chief Executive, the invitation includes as members of your official group one additional official from the Executive Branch of the Government of the Ryukyu Islands, two members of the Legislature, two representatives of the land owners concerned, and one interpreter-translator. I request that, after coordnation with the Speaker and other appropriate persons, you inform me of the identity of the six persons other than yourself who are proposed as members of the group to visit Washington pursuant to this invitation.

Details of the itinerary, travel arrangements and other administrative matters should be worked out in coordination with the Civil Administrator and his staff.

Sincerely,

DONALD P. BOOTH
Lieutenant General, United States Army
High Commissioner

Chief Executive
Government of the Ryikyu Islands
Naha, Okinawa

親愛なる当間主席殿

本官は琉米相互に関係ある種々の問題について陸軍長官及びその属僚と討議するために一九五八年六月二十日頃、ワシントンを訪問するよう命により陸軍長官に代つて貴殿を御招待申し上げます。

招待を受けるメンバーは、主席の外に行政府から一名、立法院議員二名、地主代表二名及び通訳一名とする。立法院議長その他の関係者と調整の上、この招待によつてワシントンを訪問する貴殿を除く六名のメンバーを決定、通知してもらいたい。

旅行日程、運輸機関その他事務的な詳細については、民政官及びその幕僚と協議決定してもらいたい。

敬具

一九五八年五月二十日

高等弁務官
米国陸軍中将
ドナルド・ピー・ブース

琉球政府行政主席　殿

アジア局長
参事官
アメリカ局
田中参事官
北米課長

北東アジア課長

（印）

沖縄特別地域担当

五月三十一日ヨリ慶良間列島ニ於テ米軍ノ演習ヲ行フ旨在京米大使館ヨリ通報アリタル件ニ関シ

慶良間列島ニ於ケル米軍演習ニ関スル件

当国主席ハ一昨日（二十七日）ワシントンヨリ帰任シタルガ、同主席ノ外、琉球政府一、立法院二、地主二、通訳一、ソノ他ノ米国民政府ヨリ六月二十日頃

記

当国主席ハ一昨日（二十七日）ワシントンヨリ帰任シタルガ、同主席ノ外、琉球政府一、立法院二、地主二、通訳一、ソノ他ノ米国民政府ヨリ六月二十日頃

なお、右両日中、米大使館を訪問すること
になっており、目下USCARを通じ、打合せ中
で、日時決定次第追報するから右お含み
とう」　高杉

（バーシャー首席民政官は当間に対し、六月二十日出
派まありに旨言問を傳達しとおり、右言問と
平信は、今いま違っているのではお知直の事の

外務省

アジア局長
参事官
アメリカ局長
参事官
北米課長

別掲
北東アジア課長
五月二十三日

那覇平務所長発北東アジア課長宛電文

「バーシャー主席民政官は二十三日、ブース弁
務官との意を受け、当間主席に対し、派米代
表がワシントンに到着するまでは新土地政策
は決定せぬ」旨公式に伝えた」　高杉

アジア局
33.5.24
局長附

外務省

軍使用土地問題解決具体案

（昭和三十三年五月十三日
沖縄立法院土地特別委決定）

秘

一、一括払いについて
(1)土地使用の契約の仕方は日本政府と話合つて決める
(2)使用料は毎年払いとし、長くとも三年毎に物価、その他の事情をしん酌して協定すること。
(3)すでに一括払いを受けた地主の分に対しては、契約の破棄を要求し、かつ支払うべき使用料として毎年差引くつた金額については、毎年支払うことを要求するとともに、土地に関する布令の廃止を要求すること。

二、新規接収について
(1)現在の既接収地を合理的にかつ効率的に使用し、新規接収は行わないこと。
(2)接収中の土地にして使用していない農地等は早急に返還すること。

三、適正補償について
(1)損失補償、復元補償、損害賠償、水利権補償、演習による損害賠償をなすこと。
(2)講和発効前の補償は「日米間において」早急に解決すること。

四、地料について
(1)農地は農業所得額、農地外の土地は近傍類似の土地使用料に準じて算出した額とす。
(2)軍用土地以外の土地、財産、並びに人に対して米国軍隊または軍人もしくは軍属が加えた損害については、じんそくかつ十分に補償すること。
(3)地料は米琉双方からなる地料査定委員会（仮称）を設置し、双方の合意により決定する。
(4)開放地の復元補償をなすこと。

極秘まで

沖縄軍用地最終処理に関する日米諒解案

（日、三三、五、二三）

一、要旨

軍用地問題につき現地住民が将来を不安とする法律的、政治的理由は、観念的な領土権侵害論を別として、主として土地を含む基地施設一切の最終処理方法が何等明示されておらず、恒久的使用土地に対する米側の復元義務もないことにある。このことは又将来施政権返還の場合、日本にとつても政治的、財政的に大きな問題となるのが、米側としては一つは軍事計画を制約されまいとの配慮、一つは多額の軍事投資を空費化するかの印象を与えまいとする議会筋への配慮等から、今から基地返還を予想した沖縄の土地、施設の最終処理方法を具体的に明示することは困難な立場にあろう。よつて、現地、米国、日本共に困難とする本件最終処理方法を、米側の解答によつて一挙解決を期することは尚早として、差し当り沖縄側が要望する軍用地の復元保証と、地上、地下財産の無断譲渡禁止を強く押し、米側がこれを拒否する場合、代案として施政権返還の場合は日本政府がその時に有する米側の軍使用土地及び施設に対する権利を一応引継ぎ、その最終処理に任ずる旨の原則的諒解を何等かの形式で日米間で合意せしめることとすれば、軍用地問題の最後の難点はある程度除かれると共に、施政権返還問題についても何等かの前進的効果が挙げ得られるかと思考される。尤も本措置は巨額の財政負担を伴うというのであり、国内的にも充分の検討を要する。

軍用地返還（一時使用のもの及び不用地の局部的返還を除く）

には施政権返還前における基地の段階的縮少による場合と、施政権返還による全面的返還の場合とがあり、更に軍用地のその時における使用態様によつて容易に復元し、解除し得られるものと、然らざるものとがある。それぞれについての最終処理の概略の構想は次の如くである。

二、処理要領

(一)施政権返還前の基地縮少の場合

原則として土地、施設共に琉球政府において引継ぐものとし琉球政府はこれを次の区分により処理する。

(イ)公共用に留保の要なく且つ容易に復元し得られるものは地主に返還し、復元は米側の負担とする。

(ロ)恒久建造物（兵舎、飛行場等）が存在し、復元不可能な地域及び公共用に必要と認められる地域（水源用地、港湾等）は一帯として琉球政府管理とし、土地は琉球政府が地主と交渉して買上げまたは賃借する（管理費が特に不償の場合は米側が補助することを含みとする）

(二)施政権返還の場合

原則として土地、施設共、日本政府が引継ぐものとし、次の区分によって処理する。

(イ)米軍が引続き使用を必要とするものについては、日本政府において地主と土地の使用または買収契約を結び、本土における方式に準じ、米側に提供する。

（米布令は解消するが故に、これに基く米国と地主との権利、義務関係は消滅する）

(ロ)自衛隊用、その他国家目的に必要な施設ある地域は、施設と共に日本政府有とし、土地は日本政府が地主より買上げる。

(ハ)公共用に必要な地域は日本政府と協議して琉球側が施設と共に引渡しを受け、土地は直接地主と折衝の上処理する。

(ニ)他の一般土地は地主へ返還するものとし、復元は地上、地下施設の処理と共に、日米両政府間において協議決定する。

三、発表について

米側の新沖縄軍用地収用計画の確定の際、日・米両政府が夫々適当な形式により「米国政府は沖縄施政権返還の際にはその時に同島にある軍用地、固定施設に関する権利を日本政府に引渡すことを考慮する」「日本政府は右を引継ぎ、その最終処理に当る用意がある」旨の合意に達した、との点に言及した発表を行う（この点米国と他の旧連合国との関係もあり、検討を要するかと思料する）

要写 2 部

アメリカ局
田中参事官

記録分類

電信課長 西村

管主 アジア局長 三宅 甲参事官 任主 北東アジア課長 管沼

発電係

宛 在米朝海大使

発 外務大臣

昭和33年8月26日起案

起案者

27 40

名件 沖縄代表渡米の件

暗 平略 第七八七号（LTF）

電送第 07695 号

昭和33年5月27日 前後19時00分発

記帳了

回覧番号 西北 720

電信案（甲）

外務省

五月二十日、ブース高等弁務官は琉球政府主席に対して（米陸軍長官の名において）相互に関心を有する諸問題につき協議するため、米陸軍長官が

主席外一名、立法院代表二名、地主代表二名、

六月二十日頃訪米[illegible]招請する

旨の書簡を送り、これに基いて訪米メンバー

トウマ アカミネ アザト

は当間主席、赤嶺法務局長、安里立法院

ヨギ

議長、与儀民主党総裁、桑江軍用土地連

トケシ

合会長、渡慶次市長村長会副会長と内定

した。

電信案（乙）

外務省

なお、一行中、当面主席のみは、ウラジル移
民五十周年祭、本席を兼ね、着三日、東京発
（に遅いた後、）
す南米印廿先着、木曜午前頃他
十四日
（に着き、）
ゆえ、ワシントンにて落合う予定。
（に着する他のメンバーと共に）
六月八日
廿二日
十三日
東京着
（〃 発）
（〃 着）
（〃 発）
電信案（乙）
外務省

安全神話一辺倒の報告書作成に対する批判

極秘

三元会議の件

昨年十二月

東京発

沖縄軍司地問題の解決について、

着三十日発

〃 沖縄軍司地問題の解決について、

基本的態度

一、米軍の安用地必要量は、

〃 意向は、

一、米軍の安用地必要量は、

従来の方策の延長にては、

一、米軍の安用地必要量は、

従来の方策の延長にては、

一、米軍の安用地必要量は、

従来の方策の延長にては

の才策の多要を示すものと解釈すべきである。

言うとするところは、米国の軍事的要求は現状の

使用（完全占有）に合理的な法的措置に

は協力するが、その建前で、実際的、建設的な解決には強く反対する、という態度を示しているものと思われる。

（心理的な）

（米軍の存続する限り、）

（今は）

（同時に）

（軍用地問題はもうこの論点からはずれる）

(ロ) 軍用地問題よる軍使用土地の解決

又立法院による軍使用土地の解決

仏案しには諸々の要領も含まれているが、

向後の効果的な解決の為には集中統

一案を明かにする事が必要と思はる。

（案を明かにする事）

この意味で今回の対米折衝に多くは差

し支え現地（関係）が絶対反対なく、実質的

折れたし、五ヶ年毎に再検討する賃
貸借契約とするしことを要望する
のが適当かと思はれる。従来の軍用土地
連合会案、立法院決議案には五ヶ年期
限の定期賃貸借しの線が出されたわけ。
米側に対する日本政府側意見も大体同
一内容を盛込んでいる。

外務省

此の場合問題となるのは契約の期限を
事も如何にするかで有る。
米側としては地料毎年折れ、五ヶ年毎の
検討は可としても、契約期限到来毎に
土地使用の契約関係の成立するものが不安
となるとしては到底軍事的必要を満し
難いとして期限付には強硬な反対を

外務省

云すものと想案される。これが対
策として次の諸案が考へ得られる。
期限を一想五ヶ年とするも
(1) 當初の契約者中に米側が軍事的
必要とする限り、地主は五ヶ年毎の
契約更新に同意するものとする
の一項を設ける
(2) 布令中に、但し書本で米軍の必

要が存続する期間、契約は自動的
に延長されるし旨を規定する
(3) 布令中、地料改訂条項を明記するの
みで、期限を定めずに米軍の必要が
終止した際、契約は甚く使用権が消
滅するし旨の規定を設ける。
(12) 米側が契約方式について、一括払いと

（具体案の(3)の表現も斯様に改めては
如何）ことに
ことに要望するのは適当で
あらう。
尾の具体案中「土地の心関する命令
を少し検討を要する」とある点は
又少し検討を要する。

第三、新規接収について

(5) 米側は軍用地全体の使用計画を
調整再取分して、余剰面積を削減
し、返還し得ることの意向も有していい
るのであるが、かゝる点も考慮し、
新規接収問題については「米国は現
在の軍使用土地を合理的に再調整して
合理的に再調整し、
心利用するものを全体を再調整し、使

用済而務を減ずるよう努力すること、特に北海道の土地については、甲第一号証の一、二、甲第二号証の一、二、甲第三号証の一、二、甲第四号証の一、二、甲第五号証の一、二、甲第六号証の一、二、甲第七号証の一、二、甲第八号証の一、二、甲第九号証の一、二、甲第十号証の一、二、甲第十一号証の一、二、甲第十二号証の一、二、甲第十三号証の一、二、甲第十四号証の一、二、甲第十五号証の一、二、甲第十六号証の一、二、甲第十七号証の一、二、甲第十八号証の一、二、甲第十九号証の一、二、甲第二十号証の一、二、甲第二十一号証の一、二、甲第二十二号証の一、二、甲第二十三号証の一、二、甲第二十四号証の一、二、甲第二十五号証の一、二、甲第二十六号証の一、二、甲第二十七号証の一、二、甲第二十八号証の一、二、甲第二十九号証の一、二、甲第三十号証の一、二、甲第三十一号証の一、二、甲第三十二号証の一、二、甲第三十三号証の一、二、甲第三十四号証の一、二、甲第三十五号証の一、二、甲第三十六号証の一、二、甲第三十七号証の一、二、甲第三十八号証の一、二、甲第三十九号証の一、二、甲第四十号証の一、二、甲第四十一号証の一、二、甲第四十二号証の一、二、甲第四十三号証の一、二、甲第四十四号証の一、二、甲第四十五号証の一、二、甲第四十六号証の一、二、甲第四十七号証の一、二、甲第四十八号証の一、二、甲第四十九号証の一、二、甲第五十号証の一、二、甲第五十一号証の一、二、甲第五十二号証の一、二、甲第五十三号証の一、二、甲第五十四号証の一、二、甲第五十五号証の一、二、甲第五十六号証の一、二、甲第五十七号証の一、二、甲第五十八号証の一、二、甲第五十九号証の一、二、甲第六十号証の一、二、甲第六十一号証の一、二、甲第六十二号証の一、二、甲第六十三号証の一、二、甲第六十四号証の一、二、甲第六十五号証の一、二、甲第六十六号証の一、二、甲第六十七号証の一、二、甲第六十八号証の一、二、甲第六十九号証の一、二、甲第七十号証の一、二、甲第七十一号証の一、二、甲第七十二号証の一、二、甲第七十三号証の一、二、甲第七十四号証の一、二、甲第七十五号証の一、二、甲第七十六号証の一、二、甲第七十七号証の一、二、甲第七十八号証の一、二、甲第七十九号証の一、二、甲第八十号証の一、二、甲第八十一号証の一、二、甲第八十二号証の一、二、甲第八十三号証の一、二、甲第八十四号証の一、二、甲第八十五号証の一、二、甲第八十六号証の一、二、甲第八十七号証の一、二、甲第八十八号証の一、二、甲第八十九号証の一、二、甲第九十号証の一、二、甲第九十一号証の一、二、甲第九十二号証の一、二、甲第九十三号証の一、二、甲第九十四号証の一、二、甲第九十五号証の一、二、甲第九十六号証の一、二、甲第九十七号証の一、二、甲第九十八号証の一、二、甲第九十九号証の一、二、甲第百号証の一、二、甲第百一号証の一、二、甲第百二号証の一、二、甲第百三号証の一、二、甲第百四号証の一、二、甲第百五号証の一、二、甲第百六号証の一、二、甲第百七号証の一、二、甲第百八号証の一、二、甲第百九号証の一、二、甲第百十号証の一、二、甲第百十一号証の一、二、甲第百十二号証の一、二、甲第百十三号証の一、二、甲第百十四号証の一、二、甲第百十五号証の一、二、甲第百十六号証の一、二、甲第百十七号証の一、二、甲第百十八号証の一、二、甲第百十九号証の一、二、甲第百二十号証の一、二、甲第百二十一号証の一、二、甲第百二十二号証の一、二、甲第百二十三号証の一、二、甲第百二十四号証の一、二、甲第百二十五号証の一、二、甲第百二十六号証の一、二、甲第百二十七号証の一、二、甲第百二十八号証の一、二、甲第百二十九号証の一、二、甲第百三十号証の一、二、甲第百三十一号証の一、二、甲第百三十二号証の一、二、甲第百三十三号証の一、二、甲第百三十四号証の一、二、甲第百三十五号証の一、二、甲第百三十六号証の一、二、甲第百三十七号証の一、二、甲第百三十八号証の一、二、甲第百三十九号証の一、二、甲第百四十号証の一、二、甲第百四十一号証の一、二、甲第百四十二号証の一、二、甲第百四十三号証の一、二、甲第百四十四号証の一、二、甲第百四十五号証の一、二、甲第百四十六号証の一、二、甲第百四十七号証の一、二、甲第百四十八号証の一、二、甲第百四十九号証の一、二、甲第百五十号証の一、二、甲第百五十一号証の一、二、甲第百五十二号証の一、二、甲第百五十三号証の一、二、甲第百五十四号証の一、二、甲第百五十五号証の一、二、甲第百五十六号証の一、二、甲第百五十七号証の一、二、甲第百五十八号証の一、二、甲第百五十九号証の一、二、甲第百六十号証の一、二、甲第百六十一号証の一、二、甲第百六十二号証の一、二、甲第百六十三号証の一、二、甲第百六十四号証の一、二、甲第百六十五号証の一、二、甲第百六十六号証の一、二、甲第百六十七号証の一、二、甲第百六十八号証の一、二、甲第百六十九号証の一、二、甲第百七十号証の一、二、甲第百七十一号証の一、二、甲第百七十二号証の一、二、甲第百七十三号証の一、二、甲第百七十四号証の一、二、甲第百七十五号証の一、二、甲第百七十六号証の一、二、甲第百七十七号証の一、二、甲第百七十八号証の一、二、甲第百七十九号証の一、二、甲第百八十号証の一、二、甲第百八十一号証の一、二、甲第百八十二号証の一、二、甲第百八十三号証の一、二、甲第百八十四号証の一、二、甲第百八十五号証の一、二、甲第百八十六号証の一、二、甲第百八十七号証の一、二、甲第百八十八号証の一、二、甲第百八十九号証の一、二、甲第百九十号証の一、二、甲第百九十一号証の一、二、甲第百九十二号証の一、二、甲第百九十三号証の一、二、甲第百九十四号証の一、二、甲第百九十五号証の一、二、甲第百九十六号証の一、二、甲第百九十七号証の一、二、甲第百九十八号証の一、二、甲第百九十九号証の一、二、甲第二百号証の一、二、甲第二百一号証の一、二、甲第二百二号証の一、二、甲第二百三号証の一、二、甲第二百四号証の一、二、甲第二百五号証の一、二、甲第二百六号証の一、二、甲第二百七号証の一、二、甲第二百八号証の一、二、甲第二百九号証の一、二、甲第二百十号証の一、二、甲第二百十一号証の一、二、甲第二百十二号証の一、二、甲第二百十三号証の一、二、甲第二百十四号証の一、二、甲第二百十五号証の一、二、甲第二百十六号証の一、二、甲第二百十七号証の一、二、甲第二百十八号証の一、二、甲第二百十九号証の一、二、甲第二百二十号証の一、二、甲第二百二十一号証の一、二、甲第二百二十二号証の一、二、甲第二百二十三号証の一、二、甲第二百二十四号証の一、二、甲第二百二十五号証の一、二、甲第二百二十六号証の一、二、甲第二百二十七号証の一、二、甲第二百二十八号証の一、二、甲第二百二十九号証の一、二、甲第二百三十号証の一、二、甲第二百三十一号証の一、二、甲第二百三十二号証の一、二、甲第二百三十三号証の一、二、甲第二百三十四号証の一、二、甲第二百三十五号証の一、二、甲第二百三十六号証の一、二、甲第二百三十七号証の一、二、甲第二百三十八号証の一、二、甲第二百三十九号証の一、二、甲第二百四十号証の一、二、甲第二百四十一号証の一、二、甲第二百四十二号証の一、二、甲第二百四十三号証の一、二、甲第二百四十四号証の一、二、甲第二百四十五号証の一、二、甲第二百四十六号証の一、二、甲第二百四十七号証の一、二、甲第二百四十八号証の一、二、甲第二百四十九号証の一、二、甲第二百五十号証の一、二、甲第二百五十一号証の一、二、甲第二百五十二号証の一、二、甲第二百五十三号証の一、二、甲第二百五十四号証の一、二、甲第二百五十五号証の一、二、甲第二百五十六号証の一、二、甲第二百五十七号証の一、二、甲第二百五十八号証の一、二、甲第二百五十九号証の一、二、甲第二百六十号証の一、二、甲第二百六十一号証の一、二、甲第二百六十二号証の一、二、甲第二百六十三号証の一、二、甲第二百六十四号証の一、二、甲第二百六十五号証の一、二、甲第二百六十六号証の一、二、甲第二百六十七号証の一、二、甲第二百六十八号証の一、二、甲第二百六十九号証の一、二、甲第二百七十号証の一、二、甲第二百七十一号証の一、二、甲第二百七十二号証の一、二、甲第二百七十三号証の一、二、甲第二百七十四号証の一、二、甲第二百七十五号証の一、二、甲第二百七十六号証の一、二、甲第二百七十七号証の一、二、甲第二百七十八号証の一、二、甲第二百七十九号証の一、二、甲第二百八十号証の一、二、甲第二百八十一号証の一、二、甲第二百八十二号証の一、二、甲第二百八十三号証の一、二、甲第二百八十四号証の一、二、甲第二百八十五号証の一、二、甲第二百八十六号証の一、二、甲第二百八十七号証の一、二、甲第二百八十八号証の一、二、甲第二百八十九号証の一、二、甲第二百九十号証の一、二、甲第二百九十一号証の一、二、甲第二百九十二号証の一、二、甲第二百九十三号証の一、二、甲第二百九十四号証の一、二、甲第二百九十五号証の一、二、甲第二百九十六号証の一、二、甲第二百九十七号証の一、二、甲第二百九十八号証の一、二、甲第二百九十九号証の一、二、甲第三百号証の一、二、甲第三百一号証の一、二、甲第三百二号証の一、二、甲第三百三号証の一、二、甲第三百四号証の一、二、甲第三百五号証の一、二、甲第三百六号証の一、二、甲第三百七号証の一、二、甲第三百八号証の一、二、甲第三百九号証の一、二、甲第三百十号証の一、二、甲第三百十一号証の一、二、甲第三百十二号証の一、二、甲第三百十三号証の一、二、甲第三百十四号証の一、二、甲第三百十五号証の一、二、甲第三百十六号証の一、二、甲第三百十七号証の一、二、甲第三百十八号証の一、二、甲第三百十九号証の一、二、甲第三百二十号証の一、二、甲第三百二十一号証の一、二、甲第三百二十二号証の一、二、甲第三百二十三号証の一、二、甲第三百二十四号証の一、二、甲第三百二十五号証の一、二、甲第三百二十六号証の一、二、甲第三百二十七号証の一、二、甲第三百二十八号証の一、二、甲第三百二十九号証の一、二、甲第三百三十号証の一、二、甲第三百三十一号証の一、二、甲第三百三十二号証の一、二、甲第三百三十三号証の一、二、甲第三百三十四号証の一、二、甲第三百三十五号証の一、二、甲第三百三十六号証の一、二、甲第三百三十七号証の一、二、甲第三百三十八号証の一、二、甲第三百三十九号証の一、二、甲第三百四十号証の一、二、甲第三百四十一号証の一、二、甲第三百四十二号証の一、二、甲第三百四十三号証の一、二、甲第三百四十四号証の一、二、甲第三百四十五号証の一、二、甲第三百四十六号証の一、二、甲第三百四十七号証の一、二、甲第三百四十八号証の一、二、甲第三百四十九号証の一、二、甲第三百五十号証の一、二、甲第三百五十一号証の一、二、甲第三百五十二号証の一、二、甲第三百五十三号証の一、二、甲第三百五十四号証の一、二、甲第三百五十五号証の一、二、甲第三百五十六号証の一、二、甲第三百五十七号証の一、二、甲第三百五十八号証の一、二、甲第三百五十九号証の一、二、甲第三百六十号証の一、二、甲第三百六十一号証の一、二、甲第三百六十二号証の一、二、甲第三百六十三号証の一、二、甲第三百六十四号証の一、二、甲第三百六十五号証の一、二、甲第三百六十六号証の一、二、甲第三百六十七号証の一、二、甲第三百六十八号証の一、二、甲第三百六十九号証の一、二、甲第三百七十号証の一、二、甲第三百七十一号証の一、二、甲第三百七十二号証の一、二、甲第三百七十三号証の一、二、甲第三百七十四号証の一、二、甲第三百七十五号証の一、二、甲第三百七十六号証の一、二、甲第三百七十七号証の一、二、甲第三百七十八号証の一、二、甲第三百七十九号証の一、二、甲第三百八十号証の一、二、甲第三百八十一号証の一、二、甲第三百八十二号証の一、二、甲第三百八十三号証の一、二、甲第三百八十四号証の一、二、甲第三百八十五号証の一、二、甲第三百八十六号証の一、二、甲第三百八十七号証の一、二、甲第三百八十八号証の一、二、甲第三百八十九号証の一、二、甲第三百九十号証の一、二、甲第三百九十一号証の一、二、甲第三百九十二号証の一、二、甲第三百九十三号証の一、二、甲第三百九十四号証の一、二、甲第三百九十五号証の一、二、甲第三百九十六号証の一、二、甲第三百九十七号証の一、二、甲第三百九十八号証の一、二、甲第三百九十九号証の一、二、甲第四百号証の一、二、甲第四百一号証の一、二、甲第四百二号証の一、二、甲第四百三号証の一、二、甲第四百四号証の一、二、甲第四百五号証の一、二、甲第四百六号証の一、二、甲第四百七号証の一、二、甲第四百八号証の一、二、甲第四百九号証の一、二、甲第四百十号証の一、二、甲第四百十一号証の一、二、甲第四百十二号証の一、二、甲第四百十三号証の一、二、甲第四百十四号証の一、二、甲第四百十五号証の一、二、甲第四百十六号証の一、二、甲第四百十七号証の一、二、甲第四百十八号証の一、二、甲第四百十九号証の一、二、甲第四百二十号証の一、二、甲第四百二十一号証の一、二、甲第四百二十二号証の一、二、甲第四百二十三号証の一、二、甲第四百二十四号証の一、二、甲第四百二十五号証の一、二、甲第四百二十六号証の一、二、甲第四百二十七号証の一、二、甲第四百二十八号証の一、二、甲第四百二十九号証の一、二、甲第四百三十号証の一、二、甲第四百三十一号証の一、二、甲第四百三十二号証の一、二、甲第四百三十三号証の一、二、甲第四百三十四号証の一、二、甲第四百三十五号証の一、二、甲第四百三十六号証の一、二、甲第四百三十七号証の一、二、甲第四百三十八号証の一、二、甲第四百三十九号証の一、二、甲第四百四十号証の一、二、甲第四百四十一号証の一、二、甲第四百四十二号証の一、二、甲第四百四十三号証の一、二、甲第四百四十四号証の一、二、甲第四百四十五号証の一、二、甲第四百四十六号証の一、二、甲第四百四十七号証の一、二、甲第四百四十八号証の一、二、甲第四百四十九号証の一、二、甲第四百五十号証の一、二、甲第四百五十一号証の一、二、甲第四百五十二号証の一、二、甲第四百五十三号証の一、二、甲第四百五十四号証の一、二、甲第四百五十五号証の一、二、甲第四百五十六号証の一、二、甲第四百五十七号証の一、二、甲第四百五十八号証の一、二、甲第四百五十九号証の一、二、甲第四百六十号証の一、二、甲第四百六十一号証の一、二、甲第四百六十二号証の一、二、甲第四百六十三号証の一、二、甲第四百六十四号証の一、二、甲第四百六十五号証の一、二、甲第四百六十六号証の一、二、甲第四百六十七号証の一、二、甲第四百六十八号証の一、二、甲第四百六十九号証の一、二、甲第四百七十号証の一、二、甲第四百七十一号証の一、二、甲第四百七十二号証の一、二、甲第四百七十三号証の一、二、甲第四百七十四号証の一、二、甲第四百七十五号証の一、二、甲第四百七十六号証の一、二、甲第四百七十七号証の一、二、甲第四百七十八号証の一、二、甲第四百七十九号証の一、二、甲第四百八十号証の一、二、甲第四百八十一号証の一、二、甲第四百八十二号証の一、二、甲第四百八十三号証の一、二、甲第四百八十四号証の一、二、甲第四百八十五号証の一、二、甲第四百八十六号証の一、二、甲第四百八十七号証の一、二、甲第四百八十八号証の一、二、甲第四百八十九号証の一、二、甲第四百九十号証の一、二、甲第四百九十一号証の一、二、甲第四百九十二号証の一、二、甲第四百九十三号証の一、二、甲第四百九十四号証の一、二、甲第四百九十五号証の一、二、甲第四百九十六号証の一、二、甲第四百九十七号証の一、二、甲第四百九十八号証の一、二、甲第四百九十九号証の一、二、甲第五百号証の一、二、甲第五百一号証の一、二、甲第五百二号証の一、二、甲第五百三号証の一、二、甲第五百四号証の一、二、甲第五百五号証の一、二、甲第五百六号証の一、二、甲第五百七号証の一、二、甲第五百八号証の一、二、甲第五百九号証の一、二、甲第五百十号証の一、二、甲第五百十一号証の一、二、甲第五百十二号証の一、二、甲第五百十三号証の一、二、甲第五百十四号証の一、二、甲第五百十五号証の一、二、甲第五百十六号証の一、二、甲第五百十七号証の一、二、甲第五百十八号証の一、二、甲第五百十九号証の一、二、甲第五百二十号証の一、二、甲第五百二十一号証の一、二、甲第五百二十二号証の一、二、甲第五百二十三号証の一、二、甲第五百二十四号証の一、二、甲第五百二十五号証の一、二、甲第五百二十六号証の一、二、甲第五百二十七号証の一、二、甲第五百二十八号証の一、二、甲第五百二十九号証の一、二、甲第五百三十号証の一、二、甲第五百三十一号証の一、二、甲第五百三十二号証の一、二、甲第五百三十三号証の一、二、甲第五百三十四号証の一、二、甲第五百三十五号証の一、二、甲第五百三十六号証の一、二、甲第五百三十七号証の一、二、甲第五百三十八号証の一、二、甲第五百三十九号証の一、二、甲第五百四十号証の一、二、甲第五百四十一号証の一、二、甲第五百四十二号証の一、二、甲第五百四十三号証の一、二、甲第五百四十四号証の一、二、甲第五百四十五号証の一、二、甲第五百四十六号証の一、二、甲第五百四十七号証の一、二、甲第五百四十八号証の一、二、甲第五百四十九号証の一、二、甲第五百五十号証の一、二、甲第五百五十一号証の一、二、甲第五百五十二号証の一、二、甲第五百五十三号証の一、二、甲第五百五十四号証の一、二、甲第五百五十五号証の一、二、甲第五百五十六号証の一、二、甲第五百五十七号証の一、二、甲第五百五十八号証の一、二、甲第五百五十九号証の一、二、甲第五百六十号証の一、二、甲第五百六十一号証の一、二、甲第五百六十二号証の一、二、甲第五百六十三号証の一、二、甲第五百六十四号証の一、二、甲第五百六十五号証の一、二、甲第五百六十六号証の一、二、甲第五百六十七号証の一、二、甲第五百六十八号証の一、二、甲第五百六十九号証の一、二、甲第五百七十号証の一、二、甲第五百七十一号証の一、二、甲第五百七十二号証の一、二、甲第五百七十三号証の一、二、甲第五百七十四号証の一、二、甲第五百七十五号証の一、二、甲第五百七十六号証の一、二、甲第五百七十七号証の一、二、甲第五百七十八号証の一、二、甲第五百七十九号証の一、二、甲第五百八十号証の一、二、甲第五百八十一号証の一、二、甲第五百八十二号証の一、二、甲第五百八十三号証の一、二、甲第五百八十四号証の一、二、甲第五百八十五号証の一、二、甲第五百八十六号証の一、二、甲第五百八十七号証の一、二、甲第五百八十八号証の一、二、甲第五百八十九号証の一、二、甲第五百九十号証の一、二、甲第五百九十一号証の一、二、甲第五百九十二号証の一、二、甲第五百九十三号証の一、二、甲第五百九十四号証の一、二、甲第五百九十五号証の一、二、甲第五百九十六号証の一、二、甲第五百九十七号証の一、二、甲第五百九十八号証の一、二、甲第五百九十九号証の一、二、甲第六百号証の一、二、甲第六百一号証の一、二、甲第六百二号証の一、二、甲第六百三号証の一、二、甲第六百四号証の一、二、甲第六百五号証の一、二、甲第六百六号証の一、二、甲第六百七号証の一、二、甲第六百八号証の一、二、甲第六百九号証の一、二、甲第六百十号証の一、二、甲第六百十一号証の一、二、甲第六百十二号証の一、二、甲第六百十三号証の一、二、甲第六百十四号証の一、二、甲第六百十五号証の一、二、甲第六百十六号証の一、二、甲第六百十七号証の一、二、甲第六百十八号証の一、二、甲第六百十九号証の一、二、甲第六百二十号証の一、二、甲第六百二十一号証の一、二、甲第六百二十二号証の一、二、甲第六百二十三号証の一、二、甲第六百二十四号証の一、二、甲第六百二十五号証の一、二、甲第六百二十六号証の一、二、甲第六百二十七号証の一、二、甲第六百二十八号証の一、二、甲第六百二十九号証の一、二、甲第六百三十号証の一、二、甲第六百三十一号証の一、二、甲第六百三十二号証の一、二、甲第六百三十三号証の一、二、甲第六百三十四号証の一、二、甲第六百三十五号証の一、二、甲第六百三十六号証の一、二、甲第六百三十七号証の一、二、甲第六百三十八号証の一、二、甲第六百三十九号証の一、二、甲第六百四十号証の一、二、甲第六百四十一号証の一、二、甲第六百四十二号証の一、二、甲第六百四十三号証の一、二、甲第六百四十四号証の一、二、甲第六百四十五号証の一、二、甲第六百四十六号証の一、二、甲第六百四十七号証の一、二、甲第六百四十八号証の一、二、甲第六百四十九号証の一、二、甲第六百五十号証の一、二、甲第六百五十一号証の一、二、甲第六百五十二号証の一、二、甲第六百五十三号証の一、二、甲第六百五十四号証の一、二、甲第六百五十五号証の一、二、甲第六百五十六号証の一、二、甲第六百五十七号証の一、二、甲第六百五十八号証の一、二、甲第六百五十九号証の一、二、甲第六百六十号証の一、二、甲第六百六十一号証の一、二、甲第六百六十二号証の一、二、甲第六百六十三号証の一、二、甲第六百六十四号証の一、二、甲第六百六十五号証の一、二、甲第六百六十六号証の一、二、甲第六百六十七号証の一、二、甲第六百六十八号証の一、二、甲第六百六十九号証の一、二、甲第六百七十号証の一、二、甲第六百七十一号証の一、二、甲第六百七十二号証の一、二、甲第六百七十三号証の一、二、甲第六百七十四号証の一、二、甲第六百七十五号証の一、二、甲第六百七十六号証の一、二、甲第六百七十七号証の一、二、甲第六百七十八号証の一、二、甲第六百七十九号証の一、二、甲第六百八十号証の一、二、甲第六百八十一号証の一、二、甲第六百八十二号証の一、二、甲第六百八十三号証の一、二、甲第六百八十四号証の一、二、甲第六百八十五号証の一、二、甲第六百八十六号証の一、二、甲第六百八十七号証の一、二、甲第六百八十八号証の一、二、甲第六百八十九号証の一、二、甲第六百九十号証の一、二、甲第六百九十一号証の一、二、甲第六百九十二号証の一、二、甲第六百九十三号証の一、二、甲第六百九十四号証の一、二、甲第六百九十五号証の一、二、甲第六百九十六号証の一、二、甲第六百九十七号証の一、二、甲第六百九十八号証の一、二、甲第六百九十九号証の一、二、甲第七百号証の一、二、甲第七百一号証の一、二、甲第七百二号証の一、二、甲第七百三号証の一、二、甲第七百四号証の一、二、甲第七百五号証の一、二、甲第七百六号証の一、二、甲第七百七号証の一、二、甲第七百八号証の一、二、甲第七百九号証の一、二、甲第七百十号証の一、二、甲第七百十一号証の一、二、甲第七百十二号証の一、二、甲第七百十三号証の一、二、甲第七百十四号証の一、二、甲第七百十五号証の一、二、甲第七百十六号証の一、二、甲第七百十七号証の一、二、甲第七百十八号証の一、二、甲第七百十九号証の一、二、甲第七百二十号証の一、二、甲第七百二十一号証の一、二、甲第七百二十二号証の一、二、甲第七百二十三号証の一、二、甲第七百二十四号証の一、二、甲第七百二十五号証の一、二、甲第七百二十六号証の一、二、甲第七百二十七号証の一、二、甲第七百二十八号証の一、二、甲第七百二十九号証の一、二、甲第七百三十号証の一、二、甲第七百三十一号証の一、二、甲第七百三十二号証の一、二、甲第七百三十三号証の一、二、甲第七百三十四号証の一、二、甲第七百三十五号証の一、二、甲第七百三十六号証の一、二、甲第七百三十七号証の一、二、甲第七百三十八号証の一、二、甲第七百三十九号証の一、二、甲第七百四十号証の一、二、甲第七百四十一号証の一、二、甲第七百四十二号証の一、二、甲第七百四十三号証の一、二、甲第七百四十四号証の一、二、甲第七百四十五号証の一、二、甲第七百四十六号証の一、二、甲第七百四十七号証の一、二、甲第七百四十八号証の一、二、甲第七百四十九号証の一、二、甲第七百五十号証の一、二、甲第七百五十一号証の一、二、甲第七百五十二号証の一、二、甲第七百五十三号証の一、二、甲第七百五十四号証の一、二、甲第七百五十五号証の一、二、甲第七百五十六号証の一、二、甲第七百五十七号証の一、二、甲第七百五十八号証の一、二、甲第七百五十九号証の一、二、甲第七百六十号証の一、二、甲第七百六十一号証の一、二、甲第七百六十二号証の一、二、甲第七百六十三号証の一、二、甲第七百六十四号証の一、二、甲第七百六十五号証の一、二、甲第七百六十六号証の一、二、甲第七百六十七号証の一、二、甲第七百六十八号証の一、二、甲第七百六十九号証の一、二、甲第七百七十号証の一、二、甲第七百七十一号証の一、二、甲第七百七十二号証の一、二、甲第七百七十三号証の一、二、甲第七百七十四号証の一、二、甲第七百七十五号証の一、二、甲第七百七十六号証の一、二、甲第七百七十七号証の一、二、甲第七百七十八号証の一、二、甲第七百七十九号証の一、二、甲第七百八十号証の一、二、甲第七百八十一号証の一、二、甲第七百八十二号証の一、二、甲第七百八十三号証の一、二、甲第七百八十四号証の一、二、甲第七百八十五号証の一、二、甲第七百八十六号証の一、二、甲第七百八十七号証の一、二、甲第七百八十八号証の一、二、甲第七百八十九号証の一、二、甲第七百九十号証の一、二、甲第七百九十一号証の一、二、甲第七百九十二号証の一、二、甲第七百九十三号証の一、二、甲第七百九十四号証の一、二、甲第七百九十五号証の一、二、甲第七百九十六号証の一、二、甲第七百九十七号証の一、二、甲第七百九十八号証の一、二、甲第七百九十九号証の一、二、甲第八百号証の一、二、甲第八百一号証の一、二、甲第八百二号証の一、二、甲第八百三号証の一、二、甲第八百四号証の一、二、甲第八百五号証の一、二、甲第八百六号証の一、二、甲第八百七号証の一、二、甲第八百八号証の一、二、甲第八百九号証の一、二、甲第八百十号証の一、二、甲第八百十一号証の一、二、甲第八百十二号証の一、二、甲第八百十三号証の一、二、甲第八百十四号証の一、二、甲第八百十五号証の一、二、甲第八百十六号証の一、二、甲第八百十七号証の一、二、甲第八百十八号証の一、二、甲第八百十九号証の一、二、甲第八百二十号証の一、二、甲第八百二十一号証の一、二、甲第八百二十二号証の一、二、甲第八百二十三号証の一、二、甲第八百二十四号証の一、二、甲第八百二十五号証の一、二、甲第八百二十六号証の一、二、甲第八百二十七号証の一、二、甲第八百二十八号証の一、二、甲第八百二十九号証の一、二、甲第八百三十号証の一、二、甲第八百三十一号証の一、二、甲第八百三十二号証の一、二、甲第八百三十三号証の一、二、甲第八百三十四号証の一、二、甲第八百三十五号証の一、二、甲第八百三十六号証の一、二、甲第八百三十七号証の一、二、甲第八百三十八号証の一、二、甲第八百三十九号証の一、二、甲第八百四十号証の一、二、甲第八百四十一号証の一、二、甲第八百四十二号証の一、二、甲第八百四十三号証の一、二、甲第八百四十四号証の一、二、甲第八百四十五号証の一、二、甲第八百四十六号証の一、二、甲第八百四十七号証の一、二、甲第八百四十八号証の一、二、甲第八百四十九号証の一、二、甲第八百五十号証の一、二、甲第八百五十一号証の一、二、甲第八百五十二号証の一、二、甲第八百五十三号証の一、二、甲第八百五十四号証の一、二、甲第八百五十五号証の一、二、甲第八百五十六号証の一、二、甲第八百五十七号証の一、二、甲第八百五十八号証の一、二、甲第八百五十九号証の一、二、甲第八百六十号証の一、二、甲第八百六十一号証の一、二、甲第八百六十二号証の一、二、甲第八百六十三号証の一、二、甲第八百六十四号証の一、二、甲第八百六十五号証の一、二、甲第八百六十六号証の一、二、甲第八百六十七号証の一、二、甲第八百六十八号証の一、二、甲第八百六十九号証の一、二、甲第八百七十号証の一、二、甲第八百七十一号証の一、二、甲第八百七十二号証の一、二、甲第八百七十三号証の一、二、甲第八百七十四号証の一、二、甲第八百七十五号証の一、二、甲第八百七十六号証の一、二、甲第八百七十七号証の一、二、甲第八百七十八号証の一、二、甲第八百七十九号証の一、二、甲第八百八十号証の一、二、甲第八百八十一号証の一、二、甲第八百八十二号証の一、二、甲第八百八十三号証の一、二、甲第八百八十四号証の一、二、甲第八百八十五号証の一、二、甲第八百八十六号証の一、二、甲第八百八十七号証の一、二、甲第八百八十八号証の一、二、甲第八百八十九号証の一、二、甲第八百九十号証の一、二、甲第八百九十一号証の一、二、甲第八百九十二号証の一、二、甲第八百九十三号証の一、二、甲第八百九十四号証の一、二、甲第八百九十五号証の一、二、甲第八百九十六号証の一、二、甲第八百九十七号証の一、二、甲第八百九十八号証の一、二、甲第八百九十九号証の一、二、甲第九百号証の一、二、甲第九百一号証の一、二、甲第九百二号証の一、二、甲第九百三号証の一、二、甲第九百四号証の一、二、甲第九百五号証の一、二、甲第九百六号証の一、二、甲第九百七号証の一、二、甲第九百八号証の一、二、甲第九百九号証の一、二、甲第九百十号証の一、二、甲第九百十一号証の一、二、甲第九百十二号証の一、二、甲第九百十三号証の一、二、甲第九百十四号証の一、二、甲第九百十五号証の一、二、甲第九百十六号証の一、二、甲第九百十七号証の一、二、甲第九百十八号証の一、二、甲第九百十九号証の一、二、甲第九百二十号証の一、二、甲第九百二十一号証の一、二、甲第九百二十二号証の一、二、甲第九百二十三号証の一、二、甲第九百二十四号証の一、二、甲第九百二十五号証の一、二、甲第九百二十六号証の一、二、甲第九百二十七号証の一、二、甲第九百二十八号証の一、二、甲第九百二十九号証の一、二、甲第九百三十号証の一、二、甲第九百三十一号証の一、二、甲第九百三十二号証の一、二、甲第九百三十三号証の一、二、甲第九百三十四号証の一、二、甲第九百三十五号証の一、二、甲第九百三十六号証の一、二、甲第九百三十七号証の一、二、甲第九百三十八号証の一、二、甲第九百三十九号証の一、二、甲第九百四十号証の一、二、甲第九百四十一号証の一、二、甲第九百四十二号証の一、二、甲第九百四十三号証の一、二、甲第九百四十四号証の一、二、甲第九百四十五号証の一、二、甲第九百四十六号証の一、二、甲第九百四十七号証の一、二、甲第九百四十八号証の一、二、甲第九百四十九号証の一、二、甲第九百五十号証の一、二、甲第九百五十一号証の一、二、甲第九百五十二号証の一、二、甲第九百五十三号証の一、二、甲第九百五十四号証の一、二、甲第九百五十五号証の一、二、甲第九百五十六号証の一、二、甲第九百五十七号証の一、二、甲第九百五十八号証の一、二、甲第九百五十九号証の一、二、甲第九百六十号証の一、二、甲第九百六十一号証の一、二、甲第九百六十二号証の一、二、甲第九百六十三号証の一、二、甲第九百六十四号証の一、二、甲第九百六十五号証の一、二、甲第九百六十六号証の一、二、甲第九百六十七号証の一、二、甲第九百六十八号証の一、二、甲第九百六十九号証の一、二、甲第九百七十号証の一、二、甲第九百七十一号証の一、二、甲第九百七十二号証の一、二、甲第九百七十三号証の一、二、甲第九百七十四号証の一、二、甲第九百七十五号証の一、二、甲第九百七十六号証の一、二、甲第九百七十七号証の一、二、甲第九百七十八号証の一、二、甲第九百七十九号証の一、二、甲第九百八十号証の一、二、甲第九百八十一号証の一、二、甲第九百八十二号証の一、二、甲第九百八十三号証の一、二、甲第九百八十四号証の一、二、甲第九百八十五号証の一、二、甲第九百八十六号証の一、二、甲第九百八十七号証の一、二、甲第九百八十八号証の一、二、甲第九百八十九号証の一、二、甲第九百九十号証の一、二、甲第九百九十一号証の一、二、甲第九百九十二号証の一、二、甲第九百九十三号証の一、二、甲第九百九十四号証の一、二、甲第九百九十五号証の一、二、甲第九百九十六号証の一、二、甲第九百九十七号証の一、二、甲第九百九十八号証の一、二、甲第九百九十九号証の一、二、甲第千号証の一、二、甲第千一号証の一、二、甲第千二号証の一、二、甲第千三号証の一、二、甲第千四号証の一、二、甲第千五号証の一、二、甲第千六号証の一、二、甲第千七号証の一、二、甲第千八号証の一、二、甲第千九号証の一、二、甲第千十号証の一、二、甲第千十一号証の一、二、甲第千十二号証の一、二、甲第千十三号証の一、二、甲第千十四号証の一、二、甲第千十五号証の一、二、甲第千十六号証の一、二、甲第千十七号証の一、二、甲第千十八号証の一、二、甲第千十九号証の一、二、甲第千二十号証の一、二、甲第千二十一号証の一、二、甲第千二十二号証の一、二、甲第千二十三号証の一、二、甲第千二十四号証の一、二、甲第千二十五号証の一、二、甲第千二十六号証の一、二、甲第千二十七号証の一、二、甲第千二十八号証の一、二、甲第千二十九号証の一、二、甲第千三十号証の一、二、甲第千三十一号証の一、二、甲第千三十二号証の一、二、甲第千三十三号証の一、二、甲第千三十四号証の一、二、甲第千三十五号証の一、二、甲第千三十六号証の一、二、甲第千三十七号証の一、二、甲第千三十八号証の一、二、甲第千三十九号証の一、二、甲第千四十号証の一、二、甲第千四十一号証の一、二、甲第千四十二号証の一、二、甲第千四十三号証の一、二、甲第千四十四号証の一、二、甲第千四十五号証の一、二、甲第千四十六号証の一、二、甲第千四十七号証の一、二、甲第千四十八号証の一、二、甲第千四十九号証の一、二、甲第千五十号証の一、二、甲第千五十一号証の一、二、甲第千五十二号証の一、二、甲第千五十三号証の一、二、甲第千五十四号証の一、二、甲第千五十五号証の一、二、甲第千五十六号証の一、二、甲第千五十七号証の一、二、甲第千五十八号証の一、二、甲第千五十九号証の一、二、甲第千六十号証の一、二、甲第千六十一号証の一、二、甲第千六十二号証の一、二、甲第千六十三号証の一、二、甲第千六十四号証の一、二、甲第千六十五号証の一、二、甲第千六十六号証の一、二、甲第千六十七号証の一、二、甲第千六十八号証の一、二、甲第千六十九号証の一、二、甲第千七十号証の一、二、甲第千七十一号証の一、二、甲第千七十二号証の一、二、甲第千七十三号証の一、二、甲第千七十四号証の一、二、甲第千七十五号証の一、二、甲第千七十六号証の一、二、甲第千七十七号証の一、二、甲第千七十八号証の一、二、甲第千七十九号証の一、二、甲第千八十号証の一、二、甲第千八十一号証の一、二、甲第千八十二号証の一、二、甲第千八十三号証の一、二、甲第千八十四号証の一、二、甲第千八十五号証の一、二、甲第千八十六号証の一、二、甲第千八十七号証の一、二、甲第千八十八号証の一、二、甲第千八十九号証の一、二、甲第千九十号証の一、二、甲第千九十一号証の一、二、甲第千九十二号証の一、二、甲第千九十三号証の一、二、甲第千九十四号証の一、二、甲第千九十五号証の一、二、甲第千九十六号証の一、二、甲第千九十七号証の一、二、甲第千九十八号証の一、二、甲第千九十九号証の一、二、甲第千百号証の一、二、甲第千百一号証の一、二、甲第千百二号証の一、二、甲第千百三号証の一、二、甲第千百四号証の一、二、甲第千百五号証の一、二、甲第千百六号証の一、二、甲第千百七号証の一、二、甲第千百八号証の一、二、甲第千百九号証の一、二、甲第千百十号証の一、二、甲第千百十一号証の一、二、甲第千百十二号証の一、二、甲第千百十三号証の一、二、甲第千百十四号証の一、二、甲第千百十五号証の一、二、甲第千百十六号証の一、二、甲第千百十七号証の一、二、甲第千百十八号証の一、二、甲第千百十九号証の一、二、甲第千百二十号証の一、二、甲第千百二十一号証の一、二、甲第千百二十二号証の一、二、甲第千百二十三号証の一

四、復元又は復元補償に一つ

(5)、一括払いに対する住民の要の一つは、軍

の使用終止の際、復元の義務がないこと、

土地、地上地下施設が誰によって如何やら

に処理されるか、明かでない点にあるの

で、原則的には、米軍の使用土地返

還の際は原状に回復し、又は復

元に相当する補償をなすこと

を要望することは可と思はれるが、賃

借貸方式に切換えの場合は別として

一括払い方式が全く残らないような場合に

又は復元補償を認めしめ得るやは甚だ疑問で、この場合の

問題の最終解決方法については更に

別個の研究計を要するであらう

（なほ、解決具体案しゆの三、の項は

復元補償、と其他の損害補償に分け
て整理することを適当であり、(2)は最も
ハ五、その他しまれの項を設けてこれは
米軍人軍属による一般の損害の補償の件と合せ
摘記すべきである。
列
(12)、軍用地の最終処理に伴ふ事を除く
一つの方法としては、布令その他に「米軍
の使用終止の決定と共に、土地に「米

米国の有する権利は消滅すべく、地
上、地下財産の処分は琉球の利益及安全
集の為めに、且つ住民の希望を考慮して
決定される」為を規定するよう要望
することも考へられる。
なお住民の「折衝月計」の三が「米国
の土地使用は米国が排取権を有することを

限ることゝ、之小を超えないことゝしている

米軍施設の存在する限り施政権は返還されない

のは、[illegible]

と、誤解を生ずるかもしれない。

[illegible]

[illegible]

米軍の軍事的必要の存続する

限りしようを可とすべし。

五、地料について

(5) 地料等定基礎を農地は農業所得、

非農地は近傍類似地の土地使用料とす

外務省

ることで、差支へないが、なほ同一地域内

の各業各業地坪間、軍用地と軍用地外

地坪間の不均衡是正の点も重要である。

現地代表のかはりだ

(ロ) 地料査定委員会の設置は傾聴を

るべき要望であるが、個々の地料の決

定が一々委員会の合意を要することとなる

と、実際問題として果例に難色あるべく、

外務省

(1) 土地裁判所内に査定委員会を設け、裁判所のその意見を[illegible]し

琉球代表をかえる

尊重する

と、

(2) 日巨が地料決定に当ら、地主との契約に先立ち、各町村に設けらるべき地料評価委員会の意見を[illegible]して

尊重する

(3) 土地裁の外に米琉代表より成る

外務省

簡易調停機関を設けること

等可能なゆのある案を考慮し置く

して必要かと思はれる

外務省

當間琉球政府主席との会談における

藤山外務大臣発言要旨（案）

三三、五、二九、北東ア課

貴主席は米施政権下の沖縄において重要な地位を

[illegible]日夜重責を果しておられる次第で、本大臣としても

その御心労の程をお察し申し上げる。本日は目にかゝれたこの機会

に貴主席の沖縄問題全般に関する腹蔵なき貴見を

承わることができれば幸甚と存ずる。

この際一言申し述べておきたいことは以承知の通り

沖縄の問題が単に八十万沖縄住民の問題ではなくて八十万

に対する日本国民の関心は極めて当然のことではあるが深甚なるものがあり

日本国民の関心事たることは以承知の通りであり、日本政府

一たび沖縄に問題が発生すればハチ方

としても、昨年六月岸総理大臣訪米の際及び本大臣渡米の

際、親しく米国最高首脳に対し施政権の返還を

[illegible]種々の問題初めとして沖縄諸般の問題について

米側の善処方を求め[illegible]次第であり、その後もあらゆる

機会を促きてワシントン及び東京において沖縄の現地の
要望に沿って、事態の解決に努めている。
先、米側が
一般、従来も現地において反対が強く日米間の紛叶の
最も困難な問題となっていた
問題であった一括拂を、米側が停止して再検討する
決定を行ったことは誠に喜ばしい次第であり、わが方としても
今回は沖縄住民の要望を充分に
米側が
云為はる

合理的解決を圖るよう既に東京及びワシントンにおいて
重ねて申入れた次第であるが米側としては極めて慎重な
態度を持っており、最終的解決は出見主席以下現地
代表の意見を充分に聽取した上で行う方針を
とっていると見なけられる。
日本政府としても本件の合理的解決のためあらゆる

努力を吝まない所存であるが米国の現状に
おいて軍事的に沖縄において基地を必要とする
事情は了承し、必要最小限の土地の継続的
使用はこれを原則として是認した上で現行地代の
一括払いの取り止めと料
引上げ、定期的な地代料の再検討等、経済的目地に
樹つて本件の建設的実際的解決を図ることが最も半例

外務省

肝要であると考える。折角源氏代表は一行の
は健闘を心からお祈りしたい。

外務省

極秘

軍用地問題沖縄渡米代表立寄りの際の取扱いについて

標題沖縄代表六名、（立法院二、琉球政府主席及び法務局長、地主代表二）は渡米の途次打合せのため六月初旬本土立寄りの予定であるが、この場合問題に対する日本政府、現地側の思想調整をなし置くとともに、彼等の対米折衝を効果的ならしめるより助言することと有意義かと思料され、且つ、現地側の解決具体案（別添）中には「契約の方式について日本政府と協議の上決定する」との項目もあるので、この点の打合せも含めて、左の要領により右代表と協議することといたしたい。

記

一、基本態度について

沖縄側は「日本政府と一体となつての対米折衝」云々の態度を打出しているが、米側は本件は日本政府との交渉に非ず、意見交換なりとの線を変えていないので、現地代表が訪米の節、余り右の点を強調することは或は米側の不必要な反作用をもたらす懸念なしとしないので、実際上の同調は別として、少くとも表面上は沖縄代表は日本政府と別個の建前において行動するとともに現地側の実情と要望とを直接、率直に米政府並びに関係筋に訴え、誠意をもつて軍用地問題の合理的実際的解決に当るとの態度をもつて臨むこと。

昭三三、五、三〇

三、要望内容について

(イ)前記の通前上、沖縄側が各種現地の要望を米側へ申述することは阻止は出来ないが、当面軍用地問題の解決を主目標とするに余り多くの問題を併行的に持ちかけることは焦点をボカす惧れあり、内容を重点的に絞ることと効果的かと考えられる。従つて第一段の折衝に当つては現地側が絶対譲れない経済的要求として(イ)一括払いの廃止と(ロ)地料の引上げの二点を強く押し、他の項目は右貫徹を阻害せざる程度において適宜折衝するとの心構えが望ましく、又日本の領土主権侵害云々の政治的論争は余り試みないこと。

(ロ)沖縄側が解決具体案中に「日本政府と協議の上決定する」としている。一括払に代る契約方式の点については、現在米案がまだ決定以前の段階であるので当方より特定の意見を明示することは困難であるが、現地側は従来「五カ年以内の定期賃貸借契約」を一貫的要望として表面に打出しており、且つこれは日本政府が米側に内示した線に略々近い等の関係もあり、これを考慮した表現で案を纒めることと然るべきかと考えられるが、いずれにしても、この点は米側の出方によつて例えば「地料改訂を条件として期限が自動的に延長するが如き賃貸借契約方式」の線位までの線までならば譲る等、相当フレッキシブルな態度を以つて臨むこと。

(ハ)施政権返還に伴う軍用地使用終止の場合の復元義務（一括払いでは米側に義務なしと明記されている）については現地側が従来要望しているとおり、米側が復元義務を免ずることは差支えない。

(ニ)若し米案が一括払い、定期賃貸借両方式の選択となる場合は、原則的にこれを了承することが然るべきかと考えるが、その場合過去に一括払下を受けたものも改めて選択出来るより、特に米側に要望すること。

三、滞米期間中の代表との連絡及びその取扱い

外務省としては代表渡米に先立ち、滞米中のスケジュールその他に関し、予め在米大使館に連絡し代表の滞米中の活動についても可能な限り便宜供与をなすよう指示することとするが、なお沖縄代表が着米の上要望すべきことあらば随意なく在米大使館に申出でらるべく、又対米折衝についても余り米側の誤解を招かざる方法において常に大使館と連絡をとり、情報交換することが望ましい。

第一六八号
昭和三十三年五月二十七日

那覇日本政府南方連絡事務所長

外務省アジア局
第一課長殿

行政主席渡米日程表送付の件

米側との諒解に基き決定を見た主席渡米の日程表、別添の通り送付する。

総理府

ITINERARY

DATE		STATION	TIME	FLIGHT NO.	REMARKS
(Tue) Jun 3	Dep.	TOKYO	18:50	10	NWA DC-7C
"	Arr.	SEATTLE	19:35	"	" "
"	Dep.	"	21:40	"	" STRATO
(Wed) Jun 4	Arr.	MPLS-ST. PAUL	06:35	"	" "
"	Dep.	"	08:30	907	" DC-7B
"	Arr.	MIAMI	14:35	"	" "
"	Dep.	"	21:45	701	PAA DC-7B
(Thu) Jun 5	Arr.	LIMA	07:35	"	" "
"	Dep.	"	08:30	725	PAG DC-4
"	Arr.	LA PAZ	14:35	"	" "
(Fri) Jun 6	Dep.	"	14:55	"	" "
"	Arr.	SANTA CRUZ	17:20	"	" "
(Tue) Jun 9	Dep.	"	11:35	724	PAG DC-3
"	Arr.	LA PAZ	14:30	"	" "
(Tue) Jun 10	Dep.	"	12:35	733	PAG DC-6
"	Arr.	BUENOS SIEES	19:05	"	" "
(Fri) Jun 13	Dep.	"	12:15	202	PAA DC-7B
"	Arr.	SAO PAULO	17:50	"	" "
(Thu) Jun 19	Dep.	"	20:45	"	PAA DC-7C
(Fri) Jun 20	Arr.	NEW YORK	15:15	"	" "

DATE		STATION	TIME	FLIGHT NO.	REMARKS
(Sat) May 31	Dep.	OKINAWA	03:50	906	JAL DC-4
"	ARR.	FUKUOKA	06:50	"	"
"	Dep.	"	08:10	302	"
"	Arr.	OSAKA	10:00	"	"
(Sun) Jun 1	Dep.	"	10:25	"	"
"	Arr.	TOKYO	12:10	"	"

渡米折衝琉球代表団日程

十五日（日）二三：五九　羽田発 Pan Am. 機 (Flight No. 842)

〃　（〃）一七：〇〇　ホノルル着、

〃　（〃）一八：三〇　同発

十六日（月）〇七：五〇　ロスアンゼルス着

十七日（火）

十八日（水）二一：一五　同発 (American Pio Line Flight No. 678)

十九日（木）〇六：四〇　ワシントン着

二十日（金）大使館に挨拶

二十一日（土）ニューヨーク行

二十二日（日）

二十三日（月）主席到着、ワシントン帰着

二十四日（火）

二十五日（水）折衝開始

ワシントンにおける宿所。

Presidential Hotel, 900 19th Street, N. W. Washington D. C.

当間重剛琉球政府主席在京日程

六月二日（月）午前十時　内閣総理大臣会見（於官邸）
同　正午　総務長官招待昼食会（於総理官邸）

出席予定者

今松総務長官（欠）
上村総務副長官
当間琉球政府主席
具志堅主席秘書
外務省板垣アジア局長
同　菅沼北東アジア課長
総理府特別地域連絡局武林第一課長
同　和田第二課長

総理府

渡米折衝の基本態度

（一九五八、五、三〇、渡米代表団）

一、米国の軍用地に対する従来の方策が民意に反し、とくに権力による恒久的権利の取得ならびに一方的に決められた低額による一括払いが住民の不満を買い、政治不安を来たした事実を卒直にのべてその方策の変更を求める。

二、賃貸借の契約方式による〝毎年払い〟を要求し、三年ない至五年の期間内において地料を更新する。

三、米国の土地使用は米国が施政権を有することを限度としそれを起えないこと。すなわち住民の将来への希望を失わしめないこと。

四、地料や損害補償等は犠牲をうける住民側を主体として考え、米国の負担を従とする考えに立つてなされること。

五、伝えられる「希望者には一括払い」を認めるとの選択式二本建のやり方にはあくまでも反対する。

六、契約当事者を現行のように、直接地主対米国とすることをさけて、地主全体の権利を守る立場から他の方法を研究すること。

七、国際法や国際慣例その他法的正確を期するために、日本本土において法的、政治的検討を加え現在及び将来になんらの支障を来たさないよう万全を期すること。

渡米代表団激励会での地主代表の宣言決議

（一九五八、三、一〇）

一、一括払いの全面的取止めを期せ。領土の無期限使用権を他国政府にあたえて領土権を拘束されるが如き事態を防ぐため日本国民としてその選択権をもわれわれは第三条の違背にもなるからである。否定する。それは平和条約

二、賃貸料の三ヶ年ないし五ヶ年の更新さえ実現すれば、われわれは毎年払を前提として米国がその土地を使用する間、認めるのにやぶさかでなく、米琉双方の合意にもとづく適正な地料であれば契約に応ずることを宣言する。

三、講和発効前の補償の未払いは、われわれの財産権を無視するのも甚だしい。施政権者である米合衆国政府は早急に日米いずれかにその補償責任があるかを明確にして、補償支払がなさるよう強く要請する。

極秘

軍使用土地問題解決具体案

（立法院土地特別委員会決定案を整理の意味で字句修正する試案）

一、土地契約の方式について

(1) 現在の地料一括払いによる有限不動産権設定の方式を改め、地料を毎年払ひとし、五ヶ年毎に再検討する賃貸借契約とすること。

(2) 既に一括払ひを受けた地主についても賃貸借への切替を認め、その場合は既に受領済の一括払金額は毎年受領すべき地料をもつて年々返済とする。

二、新規接収について

(1) 現在の軍使用土地を合理的に再調整して効率的な利用を計り使用総面積を減少するよう努力すること。

(2) 特に接収中の土地にして不使用のもの又は使用節減の余地ある農地等は早急に返還すること。

三、復元、補償について、

(1) 軍使用土地の返還（部分的開放地を含む）に際しては原状に

回復し、又は復元に相当する補償をなすこと。

(2)軍使用地の接収による付帯的損失、及び間接損害について補償をなすこと。

四、地料について

(1)農地は農業所得額、農地外の土地は近傍類似の土地の使用料に準じて算出した額とし、特に隣接地との不均衡を是正すること。

(2)地料は米琉双方からなる地料査定委員会の如きものを設置し、現地側意見を反映出来る方法により決定すること。

五、その他

(1)講和発効前における土地等の損害補償は早急に解決すること。

(2)軍用土地以外の土地、財産、並びに人に対して米国軍隊または軍人、軍属が加えた損害についてはじん速且つ十分な補償をなすこと。

極秘まで 29

沖縄軍用地問題の解決について

一、基本的な考え方

(イ)五月三十日発表の渡米代表団による「折衝基本方針」には「一、米国の軍用地に対する従来の方策が民意に反し、とくに権力による恒久的権利の取得ならびに一方的にきめられた低額による一括払いが住民の不満をかい、政治不安をきたした事実を率直にのべて、その方策の変更を求める」と述べられてある、主旨とするところは同感であるがなお同時に米国の軍事的必要は理解し、その存続する限り、軍用地の使用（それに要する合理的な法的措置）には協力するとの建前で、実際的、建設的な解決には誠意をもつて当る、との心組みを付け加えることが望ましい。

(ロ)軍用地問題は見る角度によつては多くの論点があり得、又立法院による「軍使用土地問題解決具体案」には諸他の要望も含まれているが、問題の効果的な解決のためには重点を明かにすることが必要と思われる。

この意味から今回の対米折衝に当つては差し当り現地側が

絶対譲れない重点的要求として(一)一括払い方式の改正、(二)地
料毎年払いと定期的再検討、(三)執行地料の引上げを眼目に強
く押すこととし、他の要望はそれを妨げない程度に適宜提起
しつつ話し合うよう留意し、特に領土主権論争、条約解釈論争
等に亘ることは対米折衝を紛糾せしめるおそれありと考えら
れる。

(ハ)米側に対する折衝方式としては日本政府と現地側とが夫々別
個の立場をとることが適当であり且つ実効を収める方法であ
る。

二、契約方式について

(イ)一括払い、有限不動産権設定に代るべき新契約方式としては
「地料を毎年払いとし、五ヶ年毎に再検討する賃貸借契約と
する」ことを要望するのが適当かと思われる。従来の軍用
土地連合会案、立法院決議等には「五ヶ年期限の定期賃貸借」
の線が出されており、米側に対する日本政府側意見も大体同一
内容を盛込んでいる。
この場合問題となるのは契約の期限を如何にするか、であ
る。

米側としては地料毎年払い、五ヶ年毎の検討は可としても、
契約期限到来毎に土地使用の契約関係の成否そのものが不安
となることでは到底軍事的必要を満し難い、として短期間の
期限付には強硬な反対を示すものと想察される。これが対策
として次の諸案が考え得られる。

(1)期限を一応五ヶ年とするも当初の契約書中に「米側が軍事
的に必要とする限り、地主は五ヶ年毎の契約更新に同意す
るものとする」の一項を設ける。

(2)布令中に、但し書等で「米軍の必要が存続する期間、契約は自動的に延長される」旨を規定する。

(3)布令中、地料改訂条項を明記するのみで、期限を定めず「米軍の必要が終止した際、契約に基く使用権が消滅する」旨の規定を設ける。

(ロ)米側が契約方式について、「一括払い」と「賃貸借」との選択制を固執する場合「折衷基本方針」では「あくまで反対」となつているが、これには色々理由が存することと思われるも、理論上反対の根拠が乏しくなるので、選択の実施方法、選択さるべき賃貸借方式の内容等につき確めた上、なるべくフレキシブルな考え方をもつて応対することが適当か、と思われる。

(ハ)一括払い収用宣告済み、及び一括払い金額受領済み分の土地の処理（解決具体案中の(3)）については賃貸借契約への切替を認めることとし、その場合「既受領一括払い金額は毎年受領すべき地料をもつて年々返済する」こととして要望するのは適当であろう。

三、新規接収について

(イ)米側は軍用地全体の使用計画を調整再配分して、余剰面積を削減し、返還したいとの意向も有しているごとくである。かかる点も考慮し、新規接収問題については「米国は現在の軍便用土地を合理的に再調整して効率的に利用し、使用総面積を減少するよう努力すること、特に接収中の土地にして不使用のもの又は使用節減の余地ある農地等は早急に返還すること」の趣旨で要望することとし、「解決具体案」中二の(1)、(2)もこのように多少字句修正をすることが適当かと思われる。

(ロ)この場合、再調整の結果、場所によつては多少新規接収が生じて来ることは止むを得まいが、それが濫用とならぬよう「調整による接収については住民の希望を充分に参酌して行うこと」をダメ押しして置くことは必要であろう。

四、復元又は復元補償について

(イ)一括払いに対する住民不安の一つは、軍使用終止の際、復元の義務がないこと、土地、地上地下施設が誰によつて如何よう に処理されるか、明かでない点にあるので、原則的には「米軍の使用土地返還の際は原状に回復し、又は復元に相当する補償をなすこと」を要望することは可と思われるが、賃貸借方式に切換えの場合は、別として一括払い方式がなお残るような場合、これについて復元又は復元補償を認めしめ得るやは甚だ疑問で、この場合の最終解決方法については更に別個の検討を要するであろう。(なお「解決具体案」中の三の項は復元補償、とその他の損害補償に分けて整理すること適当であり、(2)は最後に「五、その他」の項を設けてこれに米軍人軍属による一般の損害の補償の件と合せ列記すべきである。

(ロ)軍用地の最終処理に伴う不安を除く一つの方法としては、布令その他に「米軍の使用終止の決定と共に、土地につき米国の有する権利は消滅すべく、地上、地下財産の処分は琉球の福祉及安全のために、且つ住民の希望を考慮して決定される」旨を規定するよう要望することも考えられる。

なお代表団の「折衝方針」の三が「米国の土地使用は米国が施政権を有することを限度とし、それを超えないこと」としているのは、米軍施設の存在する限り施政権は返還されないとの誤解を生ずるおそれがあるので「米軍の軍事的必要のある存続する限り」とするも可とすべし。

(ロ) 買収地価について

買収地価については、公正妥当であることが、最も重要である。個々の地券の加つた地券調査委員会の設置に関しては、各町村に設けられる公正妥当な地券調査委員会の決定が一応の標準となるべきであるが、なお個々の地券について疑義を有する場合には、地券調査委員会の決定に対して、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(ハ) 地券に代る公債について

(1) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(2) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(3) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(4) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(5) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(6) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(7) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(8) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(9) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(10) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(11) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(12) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(13) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(14) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(15) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(16) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(17) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(18) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(19) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(20) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(21) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(22) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(23) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(24) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(25) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(26) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(27) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(28) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(29) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(30) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(31) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(32) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(33) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(34) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(35) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(36) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(37) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(38) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(39) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(40) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(41) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(42) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(43) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(44) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(45) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(46) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(47) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(48) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(49) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(50) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(51) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(52) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(53) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(54) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(55) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(56) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(57) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(58) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(59) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(60) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(61) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(62) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(63) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(64) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(65) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(66) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(67) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(68) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(69) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(70) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(71) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(72) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(73) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(74) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(75) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(76) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(77) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(78) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(79) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(80) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(81) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(82) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(83) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(84) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(85) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(86) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(87) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(88) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(89) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(90) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(91) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(92) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(93) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(94) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(95) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(96) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(97) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(98) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(99) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(100) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(101) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(102) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(103) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(104) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(105) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(106) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(107) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(108) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(109) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(110) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(111) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(112) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(113) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(114) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(115) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(116) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(117) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(118) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(119) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(120) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(121) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(122) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(123) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(124) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(125) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(126) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(127) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(128) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(129) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(130) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(131) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(132) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(133) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(134) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(135) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(136) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(137) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(138) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(139) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(140) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(141) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(142) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(143) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(144) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(145) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(146) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(147) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(148) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(149) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(150) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(151) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(152) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(153) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(154) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(155) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(156) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(157) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(158) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(159) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(160) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(161) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(162) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(163) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(164) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(165) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(166) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(167) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(168) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題である。個々の地券調査委員会の決定を加えた上で、これを標準として、更に訴願の途を開くことが必要であると思われる。

(169) 地券に代る公債の額は、土地の賃貸価格の何倍とするかが、実際問題として最も重要な問題

極秘

次官
次官
アジア局長
日中
参事官

要写 3 部

記録分類

電信課長

管主 アジア局長

三宅参事官 任

発電係

北東アジア課長 起案者

宛 在米朝海大使

発 藤山大臣

昭和三三年六月九日起案

名件 沖縄代表の渡米に関する件

暗 略 平

第八四五号（LTF）

往電第七八七号に関し

一、沖縄渡米代表は、十日来日、十四日東京発ロス

アンゼルス経由十八日貴地着の予定。日程は確定

電信案（甲）

外務省

電送第 08397 号

昭和 年 月 日 前後 時 分発

回覧番号 817

記帳了

次第追電する。

二、一部報道によれば、渡米代表は、来日に先立って、一括拂に代るべき方式として、三年乃至五年を期限とする賃貸借契約方式（地代は毎年拂いとし、契約の更新にあたり、地代を改訂する）を提案することに意見の一致をみると共に、一括拂い方式については、たとえ選択制であっても、その存置には

電信案（乙）

外務省

~~あと迄~~反対するとの方針を決定したと伝えられる。

わが方としては、渡米、代表の来日にあたっては、

一応その意見を聴取し、要すれば、実際的見地

から建設的な解決を図ることを得策とするとの

観点から、適宜~~手を通ぶ~~思われるアドヴァイスを行う

ことに止めて、現地代表の意見は一応率直に

米側に伝達せしめることとする。

所存である。

三、一行渡米の際の取扱いは米側特に国防省

関係等

微妙なる点~~事実~~あるべく席則として招請者たる

米側に要ね、又、対米折衝において~~は~~は、沖縄代表

は建前上は日本政府とは別箇に行動する~~ことを通ぶ~~ よう

かと思考せられ、一行に~~右の主旨は~~申合め置く

所存である。しかし一行に対しては未来を限り

の外適当な方法によって本件に関する貴地情勢の説明及米側との折衝に関しての示唆を

便宜供与せられたく、尚、当方としては一行の対米与えられたい。

折衝の会合には貴館員をオブザーバーとして出席せしめること（将来に於ける本件處理上）が好都合と考えるも（お）この点は貴使の（米側の意向もあるべく）御裁量によることと承したい。

四、前記二、の外軍用地問題解決の具体的な諸点に対する当省の綜括的意見は一行立寄りの際予定される事務当局との打合せの結果、改めて追電の予定。

電信案（乙）

外務省

極秘

電信写

昭和三三　一〇三七四　暗　ワシントン　六月一〇日一九四五発　亜北
一〇三七六　本　省　一一日〇九三一着
一〇三八三

藤山　大臣　朝海　大使

（沖縄土地問題に関する件）

第一三〇三号（至急、館長符号扱）
貴電第七八七号に関し

一、沖縄代表の来米に関し、米国政府関係当局（直接の主管は陸軍省）は土地問題は沖縄の統治権行使に関するもので、その帰すうが日米関係にも重要な影響を及ぼすことについては十分認識しつつも、現地代表との会談それ自体は米国の内政問題について、米政府当局が米国市民の陳情を聴取する場合と性質を同じくするのであるとの意向を有しており、自然現地代表に対する当館としての取扱いも慎重を期する要あるとこ

外務省

了　記帳

極秘

電信写

（第一三〇三号の二）

ろ、十日安川より国務省マーチンに対し、現地代表は来米の途次東京に立寄り日本政府と協議する予定であり、当館としても現地代表と懇談し、でき得る限り米側との会談が満足な結果を得るよう適宜アドバイスもしたき所存であり、米国政府としてもこの点余り気にする必要なかるべしと述べたところ、マはその点は全然気にしおるわけにあらずと答えたが、安川よりでき得れば米側と現地代表との会談の適宜な機会に当館館員がオブザーバーとして出席することに関し、右は両者の会談に日本政府が直接介入するという意味ではなく、日本政府としても問題の円満な解決を希望しているのであるから会談に出席すれば現地側の言い分のみならず、米国側の立場をもよりよく理解する機会が得られることとなり、場合によつて現地側を説得する上にも好都合であり、この点米国側にも利するところがあると考えるが如何と質問したところ、

外務省

極秘

電信写

（第一三〇三号の三）

マはそういうことも言えるかも知れないが建前の問題が先決であり、昨年藤山大臣来米の際、施政権の全面的返還は不可能としても特定の部面において日本政府が沖縄の施政に参与することを示唆された際も米国政府の答は「否」であつたことにもかんがみ、この際土地問題に関しては、日本政府の代表がたとえ純然たるオブザーバーであるとの了解の下においても直接会談に出席することは前述の建前に反することとなるので、たとえ正式に要請があつたとしても米国政府としては拒否せざるを得ないであろうと答えた。

（続）

外務省

極秘

電信写

（第一三〇三号の四）

マによれば現地側は五月二十六日対米折衝に対する基本方針を決定した趣であり

(イ)一括払い反対の理由として米国が一括払いにより永久的権利（permanent interest）を取得する点を挙げていることに関しマはこの点いまだ現地は一括払いを誤解しているやに見受けられるので、更に現地代表に説明の要があるとともに、一括払いを廃止すれば土地の返還が促進されると考えているとすれば大きな誤りであり、たとえ賃貸契約に変更しても軍事上必要な限り土地を使用する点は一括払いの場合となんら相違はない点（期限付契約としても軍は必要に応じ強制収容権を発動し得る）を現地は認識する必要があると語り

(ロ)一括はたとえ選択制によるとしても、これを存置することに絶対反対であるとの現地の態度に関し、安川よりもし選択制が米

外務省

電信写

（第一三〇三号の五）

国政府として絶対に譲れない線であるとすれば、現実的見地から日本政府としても現地代表を説得することとせざるを得ないと思うが、選択制によつてでも少くとも形式的には一括払いを存置するということは face saving が主たる理由なりやと質問したところ、マは選択制にして地主の自由意思にまかせることに反対する理由はないという点もあるが、実際は face saving が相当大きな理由となつていると答えた。

(ハ)更にマは現地は土地の使用は米国が沖縄に統治権を行使する期間に限定することを米国政府が約することを要求しているが、この点は左翼分子の主張が繰込まれていると疑わざるを得ず、このような主張をすることは米国が沖縄に軍事基地を保有しつつ、その施政権は日本に返還するという道をふさぐこととなり、逆にいえば、米国の沖縄統治を長からしめることにこそなれ統治権の返還を促進することにはならず、何とも理解に苦しむ次

外務省

電信写

（第一三〇三号の六）

第なりと語り、

(ニ)地代については現地の犠牲を主とし、米国政府の経済的負担を従として考慮の上決定すべきことを現地側は主張しているが、この点現地はプライス報告が専ら米国経済の節約を目的としているとの先入観を持つているかに見られるが、実際は農民が土地を失つても他方において米軍駐留により他の所得の途が開かれているのであるから、土地喪失による損失のみを基礎として土地を計算するのは必ずしも妥当ではないと語つたので、安川より日本内地においても在日米軍使用土地の地代は農民が得べかりし所得を基礎にしているが、他に所得の道が存することを考慮して二〇％程度を控除した額が基準となつている、しかるに現在の沖縄における地代は右の日本内地の方式を沖縄に適用した額を下回つていると聞いているが如何と質問したところ、マはその点はなお検討したいと答

外務省

電信写

（第一〇三号の一）

えた（以上マーチンの立場もあるにつき部外に御引用なきよう致したい）。

三、ついては前記の米側意向を考慮しつつ当館としてはできる限り日立たない方法により現地代表と十分懇談する所存であるので、前記二の建前に関する米側意向とともに予め現地代表にお含みおきありたく、なお前記二の諮点についてはそれとなく現地代表より事情御聴取の上、これに対する本省の御所見とともに回電ありたい。

（了）

配布先　大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、亜参、米参、総、亜北、米北

外務省

極秘
まで

沖縄軍用地問題の解決について

一、基本的な考え方

(イ)五月三十日発表の在米代表団による「折衝基本方針」には「一、米国の軍用地に対する従来の方策が民意に反し、とくに権力による恒久的権利の取得ならびに一方的にもられた低額による一括払いが住民の不満をかい、政治不安をきたした事実を本直にのべて、その方策の変更を求める」と述べられてある、主旨とするところは同感であるがなお同時に米国の軍事的必要は理解し、その存続する限り、軍用地の使用（それに要する合理的な法的措置）には協力するとの建前で、実際的、建設的な解決には誠意をもつて当る、との心組みを付け加えることが望ましい。

(ロ)軍用地問題は見る角度によつては多くの論点があり得、又立法院による「軍使用土地問題解決長体案」には論他の要望も含まれているが、問題の効果的な解決のためには重点を明かにすることが必要と思われる。

この意味から今回の対米折衝に当つては差し当り現地側が

（北東アジア課）
（昭三三、六、一）

絶対譲れない重点的要求として(一)一括払い方式の改正、(二)地
料毎年払いと定期的再検討、(三)現行地料の引上げを眼目に強
く押すこととし、他の要望はそれを妨げない程度に適宜提起
しつつ話し合うよう留意し、特に領土主権論争、条約解釈論争
等に亘ることは対米折衝を紛糾せしめるおそれありと考えら
れる。

(ハ)米側に対する折衝方式としては日本政府と現地側とが夫々別
個の立場をとることが適当であり且つ実効を収める方法であ
る。

二、契約方式について

(イ)一括払い、有限不動産権設定に代るべき新契約方式としては
「地料を毎年払いとし、五ヶ年毎に再検討する賃貸借契約と
する」ことを要望するのが適当かと思われる。従来の軍用
土地連合会案、立法院決議等には「五ヶ年期限の定期賃貸借」
の線が出されており、米側に対する日本政府側意見も大体同一
内容を盛込んでいる。

この場合問題となるのは契約の期限を如何にするか、であ
る。

米側としては地料毎年払い、五ヶ年毎の検討は可としても、
契約期限到来毎に土地使用の契約関係の成否そのものが不安
となることでは到底軍事的必要を満し難い、として短期間の
期限付には強硬な反対を示すものと想察される。これが対策
として次の諸案が考え得られる。

(1)期限を一応五ヶ年とするも当初の契約書中に「米側が軍事
的に必要とする限り、地主は五ヶ年毎の契約更新に同意す
るものとする」の一項を設ける。

(2) 布令中に、但し書等で「米軍の必要が存続する期間、契約は自動的に延長される」旨を規定する。

(3) 布令中、地料改訂条項を明記するのみで、期限を定めず「米軍の必要が終止した際、契約に基く使用権が消滅する」旨の規定を設ける。

(ロ) 米側が契約方式について、「一括払い」と「賃貸借」との選択制を固執する場合「折衝基本方針」では「あくまで反対」となつているが、これには色々理由が存することと思われるも「理論上反対の根拠が乏しくなるので、選択の実施方法、選択さるべき賃貸借方式の内容等につき確めた上、なるべくフレキシブルな考え方をもつて応対することが適当か、と思われる。

(ハ) 一括払い収用宣告済み、及び一括払い金額受領済み分の土地の処理（解決具体案中の(3)）については賃貸借契約への切替を認めることとし、その場合「既受領一括払い金額は毎年受領すべき地料をもつて年々返済する」こととして要望するのは適当であろう。

三、新規接収について

(イ) 米側は軍用地全体の使用計画を調整再配分して、余剰面積を削減し、返還したいとの意向も有しているごとくである。かかる点も考慮し、新規接収問題については「米国は現在の軍使用土地を合理的に再調整して効率的に利用し、使用総面積を減少するよう努力すること、特に接収中の土地にして不使用のもの又は使用節減の余地ある農地等は早急に返還すること」の趣旨で要望することとし、「解決具体案」中二の(1)、(2)もこのように多少字句修正をすることが適当かと思われる。

(ロ) この場合、再調整の結果、場所によつては多少新規接収が生じて来ることは止むを得まいが、それが濫用とならぬよう「調整による接収については住民の希望を充分に参酌して行うこと」をダメ押しして置くことは必要であろう。

四　復元又は復元補償について

(イ)　一、右は、抑留、徴用その他の理由により、米軍の使用終止の際、復元の義務がないことに対する住民不安の一つは、軍用地の原状回復又は復元補償を要望することにあるが、相当な賃貸借の検討を要する場合もあろう。（なお「解決方法について」中の三の個々の項目を設けて整理する案は更めて別途考慮されるべきものと思われる。）

(ロ)　一、(イ)の復元補償の他に、(イ)の二、(ロ)の損害補償に分けて、(イ)の二、(ロ)の損害

五、地料について

(イ)地料算定基礎を農地は農業所得、非農地は近傍類似地の土地使用料とすることで、差支えないが、なお同一軍用地域内の各筆地坪間、軍用地と軍用地外地坪間の不均衡是正の点も重要である。

(ロ)現地代表の加わつた地料査定委員会の設置は傾聴さるべき要望であるが、個々の地料の決定が一々委員会の合意を要するとなると、実際問題として米側に難色あるべく、

(1)土地裁判所内に琉球代表を加えた査定委員会を設け、判事がその意見を尊重すること。

(2)米軍の沖縄工兵隊（DE）が地料決定に当り、地主との契約に先立ち、各町村に設けらるべき地元側地料評価委員会の意見を聴取すること。

(3)土地裁の外に米琉代表よりなる簡易調停機関を設けること等可能な巾のある案を考慮し置くこと必要かと思われる。

軍使用土地問題解決具体案

（立法院土地特別委員会決定案を整理の意味で字句修正する試案）

一、土地契約の方式について

(1)現在の地料一括払いによる有限不動産権設定の方式を改め、地料を毎年払ひとし、五ヶ年毎に再検討する賃貸借契約とすること。

(2)既に一括払ひを受けた地主についても賃貸借への切替を認め、その場合は既に受領済の一括払金額は毎年受領すべき地料をもつて年々返済とする。

二、新規接収について

(1)現在の軍使用土地を合理的に再調整して効率的な利用を計り使用総面積を減少するよう努力すること。

(2)特に接収中の土地にして不便用のもの又は使用節減の余地ある農地等は早急に返還すること。

三、復元、補償について

(1)軍使用土地の返還（部分的開放地を含む）に際しては原状に

極秘

回復し、又は復元に相当する補償をなすこと。

(2)軍使用地の接収による付帯的損失、及び間接損害について補償をなすこと。

四、地料について

(1)農地は農業所得額、農地外の土地は近傍類似の土地の使用料に準じて算出した額とし、特に隣接地との不均衡を是正すること。

(2)地料は米琉双方からなる地料査定委員会の如きものを設置し、現地側意見を反映出来る方法により決定すること。

五、その他

(1)講和発効前における土地等の損害補償は早急に解決すること。

(2)軍用土地以外の土地、財産、並びに人に対して米国軍隊または軍人、軍属が加えた損害についてはじん速且つ十分な補償をなすこと。

折衝解決具体案について

軍用地問題解決折衝具体案の動向については遂一新聞その他による情報を送付しているのであるが去る八日立法院土地特別委員会が採択した委員会案の中保留となっていた一括拂いの「契約による地料の毎年拂い（社大、民主、新政）とすべきか、使用に伴う補償（民連）とすべきかについては立法院全体協議会に於て行政府地主代表五、軍用土地々主連合会等を招致し証言を求め（賃借权主張四、補償主張二）意見の疏一を図ったのであるが立法院としては更にこれが検討方を土地特別委員会に委ねることにした

此日特に民連側から領土主权論からの見解が強調されたのは最早格好のものとなったかの印象を受けるに至った。

右会議の継違についてこれを確認すべく安里立法院議長や平良社大党委員長（立法院土地特別委員会）と懇談したところ概ね次のような次第であった。

×現地側で意見の疏一が期待できず契約か補償かの何れかについては派米代表の手によって本土側政府の意向によって決定するかの如き新聞情報のようで

あるがかくては自分一個の私見では最終案決定に日本政府を介入させ従って決定の責任を本土政府に負わしめることになると思うが見解如何

× 民連側の主張として平和条約三条と路まらせ領土主权云々の立場からの見解が強く打ち出されて来た以上たとえ小数ではあっても これを黙殺することができない事情にあり平和条約の関係条項から今日米側が採っている土地政策の当否は条約締結に于当しない現地側で得れ此れ論議するよりは寧ろ当の責任者である本土政府に検討を委ねるべきものであり本土政府について民連側の主張に対する見解を求め契約補償の何れかに決定すると云う考へ方で本土政府に本件決定に対する主動性それに伴う責任を負はしめると云うことではない

民連側のこのような出方は元より現地側の意見の統一を妨げる延引策とも考へられるので此の間の対処策としても本土側の見解を打診することは必要だと考へている

× 派米代表の決定は如何になっているか

○ 代表は立法院としては二名となっているが その選任は議長に一任している、議長としては渡航手続き、身体検査その他に相当の余日と候補者を必要とすると考へているが未だ選定迄に至っていない

、立法院の二名の外政府及地主代表各二名宛かはる

ことになりそうなが出来得れば新聞代表を一社から一名宛計
二名加えたらとも思っている
○立法院で折衝具体案が決定ということになれば地主側の
意見はとり入れてあるので次は行政府側との調整
が行はれなければならないが此点は案外スムーズに運
ばれるものと考へる換言すれば行政府には格別立法
院原案の変更を求めるような主張はないものと思う
×派来は日本経由であるがその際打合の為、日本政府
側の態勢を準備する為前以て東京へ連絡して
おいた方がよいと思うが、時期その他の予定はどうか
○まだきまっていない、きまれば連絡する
尚立法院は五月七日一括拂による補償金支拂事務の
即時停止方を要請する決議を採択したが、これに対し
五月八日当事務所に来訪した琉球政府赤嶺法務局
長は琉政として一括拂事務は布令一六八号によって
継続しなければならないとは説明していたが、その
詳細は五月十四日各紙に掲載された別添案構文の
とおりである
昭和三十三年五月十五日
外務省アジア局第一課長
菅沼潔様
那覇日本政府南方連絡事務所長
高杉登

龍宮（十二行）

要写 3 部

記録分類

電信課長

管主 アジア局長

三宅 参事官 任主

北東アジア課長

発電係

発 藤山大臣

昭和 33 年 6 月 14 日起案

起案者

電送第 08668 号

昭和 33 年 6 月 14 日 前後 13 時 30 分発

回覧番号

記帳了

外務省

電信案(甲)

暗略 平

第 二十三 号 (LTT)

名件 沖縄代表の渡来に関する件

宛 中村総領事

在ロス・アンゼルス

アメリカ局

国中参事官

沖縄軍用地問題協議のため米陸軍省より招請を受けた琉球代表団 琉球政府法務局長 赤嶺 アカミネ

ギシン

俄信 立法院議長 安里積千代 民主党 認識 ヨギ

14 19

電信案(乙)

タツビン

達敏、軍用地連合会長 桑江朝幸、仝副会長 渡慶 トケ

ジガゼン

次第善は、六月十六日午前七時五分

PAA (Freight No. 842) にて 貴地着。十八日貴地発

十九日ワシントン着の予定。

あつ旋は未だ

一行の貴地立寄りの際は 行 笠なる貴地立寄りの際は、貴地においてしかるべく便宜供与あ

りたい。

外務省

要写 3 部

記録分類

アメリカ局
田中参事官
北米課長

電信課長 西

管主 アジア局長 二宅参事官

発電係 福

任主 北東アジア課長

14 20

宛 在米 朝海大使

発 藤山大臣

昭和 33 年 6 月 13 日 起案

名件 沖縄代表の渡米に関する件

暗略 平

第 二五 号 (LITE)

才八七一号

往電才八四五号の(一)に関し

安里(アザト)一行は十五日羽田発(ロスアンゼルス経由)、十九日午前六時四〇分、貴地着(American Air Line Freight No. 678)。

二十一日、ニュー

電信案(甲)

外務省

電送第 08669 号

昭和 33 年 6 月 14 日 前後 13 時 30 分発

回覧番号 858

記帳了

ヨークへ出発、二十三日、同地着予定の当間主席(トーマ)と同行の上、同日、貴地へ帰着、二十五日より米側と会談開始。(ヨーロッパ予定。)折衝[illegible]模様。

なお、一行は二十日貴館へ挨拶に出向き、その際、貴使と充分懇談致したき希望につき、右配慮ありたい。

電信案(乙)

外務省

要写 3 部

極秘

記録分類

電信課長 西村

管主 アジア局長

三宅参事 任 主席

発電係 加七

北東アジア課長 起案者

宛 在米朝海大使

名件 沖縄土地問題に関する件

暗 略平

第 △八七二 号 (LTF)

昭和 年 月 日 起案

発 藤山大臣

電送第 08894 号

昭和 33 年 6 月 14 日 前後 15 時 30 分発

回覧番号 亜北 359

電信案(甲)

(別紙)

往電第 号 別電

外務省

記帳了

14 38

電信案(乙)

宿舎は Presidential Hotel, 900 19th Street

ニューヨークへ轉電ありたい。

外務省

渡米折衝の基本態度

（一九五八、五、三〇、渡米代表団）

一、米国の軍用地に対する従来の方策が民意に反し、とくに権力による恒久的権利の取得ならびに一方的に決められた低額による一括払いが住民の不満を買い、政治不安を来たした事実を卒直にのべてその方策の変更を求める。

二、賃貸借の契約方式による〝毎年払い〟を要求し、三年ない至五年の期間内において地料を更新する。

三、米国の土地使用は米国が施政権を有することを限度としそれを超えないこと。すなわち住民の将来への希望を失わしめないことを大前提とすること。

四、地料や損害補償等は犠牲をうける住民側を主体として考え、米国の負担を従とする考えに立つてなされること。

五、伝えられる「希望者には一括払い」を認めるとの選択式二本建のやり方にはあくまでも反対する。

六、契約当事者を現行のように、直接地主対米国とすることをさけて、地主全体の権利を守る立場から他の方法を研究すること。

七、国際法や国際慣例その他法的正確を期するために、日本本土において法的、政治的検討を加え現在及び将来になんらの支障を来たさないよう万全を期すること。

事務次官
官房長
総務参事官
アメリカ局長
田中参事官

極秘まで

電信課長

発電係

14 37

管主 アジア局長 三宅参事官 主任

北東アジア課長 起案者

宛 在米朝海大使

発 藤山大臣

昭和 年 月 日 起案

電送第 号

昭和33年6月14日 前後17時15分発

回覧番号 亜北 860

記帳了

名件 沖縄土地問題に関する件

暗 略 平

第八七三号 大至急

往電第八四五号に関し、

一、十二日 沖縄代表より別電の「渡米折衝の基本態度」（五月三十日に行われた渡米代表壮行会の席上

電信案（甲）

外務省

2

代表団が発表せるもの）を中心にして詳細な説明を聴取し意見の交換を行ったが、概要次の通り。

(イ) 代表団は(a)一括拝制度の存続を認めた場合は、外国政府に無期限且復元義務を伴わない物権的性格の土地使用権を与えることを是認した結果となり、沖縄全住民の一括拝反対の感情が強い点にかんがみ、その政治的反響は極めて大なるべきこと。

電信案（乙）

外務省

(b) 一括拂が制度として存続する場合、自発的に
これを受諾するものは、僅少なるんも、金融プローカー
左程多くは無いであろうが、
の暗躍等により一時的必要に迷わされ、これを受諾す
ることにより不測の損失を受ける者も生ずることある
蒙ったり、これを浪費してしまう
べきにつき、本制度の存続自体を阻止する要あること
等の理由に基いて選択制といえども、一括拂方式の
存続にはあく迄反対する方針を堅持しおり、米側が

(c) 一括拂に対しては、現地住民全般として反対が強烈なので、
若し一部にこれを受諾せんとする者がある場合には、これに
対し社会的な圧迫が加えられたり、住民相互の間に摩擦
を生ずる。又過激分子はかゝる事態に乗じ反対的
煽動を行うべく牧拾すべかうざる結果となることを代表
團として苦慮している等の理由に基いて選択制と
いえども、一括拂方式の存續にはあく迄反対する方針を
堅持しおり、米側が

7レンバン 紀
(873号)

選択制に固執した場合の妥協案として、わが方より、既に一括拂を受領せる者について、又は、道路港湾等の恒久的な施設となった土地について一括拂を承認する意向なきやを左件に関する沖縄の雰囲気より見て左にては事態は収拾し得ないと思ふ。

たづねたのに対しても反対意向を明らかにした。

(ロ) 但し、賃貸借契約方式については、態度を緩和し、別電第二項の通り、地代を毎年拂とし、三年ないし五年毎にし改訂することを条件として、期限の定め

なき契約の締結に応ずるとの方針である。

(ハ) 別電第三項即ち土地使用期間の最終的限度については、代表団は、原案に本項挿入の理由として、期限の定めなき賃貸借契約を締結せる際、米側の賃借権は私権となり、施政権返還後も私権尊重の原則により存続し、惹ては、これが、わが領土権の侵害とならざるやとの疑念が現地において強いことによる旨の説明があったが、当方から右は領土権の侵害とは

なうること、実際問題としてこれが処理は、施政権返還の際の日米間の話合いに委ねらるべきこと、及び貴電第一三三号(ハ)米側の指摘せる点(当方においても気付の点)を篤と説明し、表現を、「米軍の土地使用は、その必要の存続する限り継続するものとし、その間に施政権が返還された後における土地使用については、日米間の話合いによる。」等と変更する案をサゼストした処、代表団も

諒解した。

(二)別電第六項については、漠然と地主をメンバーとする公法人或は市町村を地主に代って契約の当事者にするとの構想があるに過ぎず、今次折衝においては、正式には問題とせざる旨の説明があった。しかし非公式には、適当の機会あらば、双方にとって便利な方法として示唆するかも知れない。

(ホ)別電第一項及び第四項については、その表現に

ワシントン宛（1873号）

9　3-31

適切を欠く点あるも、本文書を直接米側に提示する次第でもないので特にこれを問題としてとり上げなかった。

二、沖縄代表の一拾拂反対の態度は、一昨年四原則貫徹を主張して島ぐるみの反対運動にまで展開した歴史的な経緯の上に、感情的な要素が加わって牢固として抜き難きものがあり、当方より、米側

電信案（乙）　外務省

10

当方は沖縄側の期待に副い得ないとあるべき旨を暗示し、若干の妥協案を示唆したるに拘らず、その態度を変更せしめることは不可能に近いと判断される。米側があくまで選択制に固執する場合の日本政府の最後的収拾策については、最も苦心の存するところであり、今後慎重に考究の要ありと存ずるが、先般「マッカーサー」大使は、山田次官を来訪し、曩にわが方

電信案（乙）　外務省

の要請により実施が延期された、沖縄における
B円軍票の非への切り換えの措置は、米側内部
の事情もあって、長らく遷延し得ず、来る七月一日より
遅くとも
迄に
これを実施する旨を内報し来った経緯もあり、往電
第七七一号わが方の申入れの趣旨にかんがみ、或いは、米側が、
右発表と同時に、選択制を骨子とする土地新基本
政策を公表するに非ざるやとも予想されるところ、

かかる事態に立ち至る場合における政治的反響は、
(イ)(C)の通り
米側の善意にもかかわらず、極めて憂慮すべきものあり
と判断される。
よって、貴使においては、右事情を篤と米側に御説明
米側が土地問題に関する一方的決定を遅早に発表することなく、
の上、沖縄代表が、賃貸借契約方式については、米側が
軍事的に土地の使用を必要とする事情を理解して
の如く「期限の定めとすき賃貸借方式まで
前記一(ロ)のごとき緩和せる方針をとった、呉[illegible]調[illegible]れ、

13

を特に強調されると共に、わが方としてもこの際沖縄の土地問題を円満に解決したき意向なるところ、米側としても、代貝代貝借方式にふみきつた以上選擇制とする特別の理由を有せざるに非ざるやと考えられるので、この際大局的見地から代貝代貝借方式一本に切替え、一括拂制度を全廃するよう要請せられたい。

なお当地においても近く同様趣旨の要請を行う予定。

電信案（乙）

外務省

アジア局長

北東アジア課長

（北東アジア課）

六月十四日

アメリカ局長

田中無任所

田幾

総理府より新聞の通り六月十一日午前十二時

再ひ、グランドホテルにおいて総務長官を催

で、沖縄代表招待宴会を催すので、貴方

帰才要請申し出ずる、出席予定御用意

承ありたし

外務省

総務長官主催昼食会出席者（案）

一、日　時　六月十一日　午后十二時半　於グランドホテル

二、出席者　琉球立法院議長（社大党委員長）　安里積千代
〃　議員（民主党総裁）　与儀達敏
軍用土地連合会々長　桑江朝幸
〃　副会長　渡慶次賀善
琉球政府法務局長　赤嶺義信
（琉球政府駐日代表事務所長　比嘉善雄）
総理府総務副長官　上村健太郎
〃　特別地域連絡局長　石井通則
外務省アジア局長　板垣修
〃　アメリカ局長　森治樹
外務省アジア局北東アジア課長　菅沼潔
〃　北東アジア課　高島省三
総理府特別地域連絡局第一課長　武林範定
〃　第二課長　和田秀吉

総理府

当間主席との懇談事項

一、施政権返還その他沖縄問題に対する政府の基本態度について

（大臣より発言）

二、沖縄行政の現状と要望事項について

（当間主席より聴取）

三、軍用地問題について

(イ)本省側より対米折衝の概要説明

(ロ)契約方式・地料引上げ・新規接収・不用地解除・復元補償等について

つき意見交換。（別紙参照）

四、沖縄の対米経済援助要請について

（当間主席より内容聴取する）

五、その他

(イ)講和条約発効前の損害補償について

(ロ)米民政府による国有地の払下げについて

（日本政府の所有権は不当なりとの建前において、琉球側が日本政府と事前に連絡をとりつつ慎重に処理すべきことを要請する。）

(ハ)砂糖消費税引下げ問題について

（当間主席よりも度々電請あり。琉球側は現行一斤当り二八円の税額を一四円五十銭へ引下げを要望。これについて外務省としてはガット規定第三条二項（差別待遇禁止）及第二条第一項（最恵国待遇許与）のいずれにも抵触する、として反対意見を出している。）

(二)移民問題

沖縄は日本政府貸付額の増大・沖縄での日本旅券発行等を要望している。

(三)渡航問題について

沖縄側はギャランテーによる沖縄渡航者増加を非難し、外貨割当増大を要望しているが、当方としては渡航手続の簡易化と、沖縄における大島人在住者の永住許可又は転籍の条件緩和を必要としている。

(四)産業開発について

本土資本、技術者の導入については現在米琉の外資導入合同審議会が厳重な条件の下に実際上制限しているが、先づこの緩和を第一に考慮すべきである。

当面主席の人物

一、略歴

明治二十八年生れ（六十三才）、生家は那覇市の名門三高を経て大正九年京大法科卒、大正十一年神戸地裁、十二年那覇地裁判事、昭和十四年那覇市長、終戦後昭和二十一年那覇市長、二十八年再選

昭和三十一年十二月行政主席に任命

二、人物

性格は磊落で解放的、青・壮年時内地で暮した関係上他の連中とは異り、視野も広く、感覚も余程内地的で、米民政府に対しては琉球側の立場をかなりハッキリ主張する。

軍用地問題については終始一括払い支持の態度をとつたため（

これは就任に際し米側からなんらか言質をとられたのではないかとも推察される）、地元民特に日・琉間の問題については日本は着々実績を示しつつあり、本土人のため謝すべきは謝さねばな政府に要望すべきは要望しらぬ、と断切つた態度で、沈船問題、日糖所有地問題の解決についてもかれの申言がかなり役立つたと思われる。沖縄経済開発については地元のセクショナリズムを排本土企業との提携論を抱いている。

秘

アジア局 [illegible]

三気参考 [illegible]

北京アジア局長 [illegible]

空港、インターヒューでの安里発言書

対米折衝は決して楽観しているが、寧ろ親関を予想しているが、その一つは一括払いと俗称と選択制との情報だ。沖縄住民としては一坪も米国に土地に対する阻久的権利を表決することは反対だ。ここに中ってもらいたので、依然一括払いが残ることには強硬に反対せざるを得ない。

土地折衝は米国が対中で、米側は又内政問題とするであらう

外務省

アジア局 33.5.13 局長附

うあらう、日本政府は交渉の立場ではなかりしかが、沖縄はいつかは日本に帰るから、その際日本のも権国復帰の障碍が残らぬよう、解決策について俺の切り方法いつき条約上その他英米法学上の意見を求めたい。

土地四原則は、軍の土地使用を前提としての原則と解しており、米軍の使用には反対の考へなく、その限りで原則は守りたい。当問も帰着は帰去者

外務省

外務省

極秘
まで

沖縄土地問題について　三三六一四　ア、北東課

一、本件に関しては、六月十二及び十三の両日、沖縄代表団から、別紙第一「対米折衝の基本態度」を中心として説明を受けたが、同代表団の考え方は次のとおりである。

(イ)地代一括払方式（有限不動産権方式）と賃貸借契約方式との選択制には絶対反対で、地代一括払方式を、凡て、賃貸借方式に切換えることを主張する。

選択制であつても一括払方式に反対する理由としては、

(a)権利の内容からくる反対、即ち地代一括払によつて米軍が取得する有限不動産権は無期限且つ復元義務を伴わない物権的性格の土地使用権であること。

(b)社会的道徳的見地からの反対、即ち、地代一括払が制度として存続すると金融ブローカーの暗躍、甘言等により、一時的必要に迷わされて、一括払を受諾することにより不測の損失を蒙つたり或いはこれを浪費してしまうような者が出て、社会的道徳的見地から好ましくないこと。

(c)一括払方式が存続した場合沖縄において生ずることあるべき事態を考慮しての反対、即ち、現地住民全般として、本方式に対する反対が強烈なので、若し一部にこれを受諾せんとする者がある場合には、これに対し社会的な圧迫が加えられたり、住民相互の間に摩擦を生じ又民連等の過激分子が、かかる事態に乗じ反米的煽動を行うべく収拾すべからざる結果に至ることなること。

の三点に要約される。

(ロ)他方、賃貸借契約方式に関しては、米国の軍事的必要は理解し、その必要の存続する期間を最終的限度とし（但し、その間に施政権が返還された場合にはその後における土地使用については日米間の話し合による）「期限を定めない賃貸借契約方式」（但し地代は毎年払且三年ないし五年毎に改訂する）まで譲歩する意向である。（この点は従来五カ年を期限とする賃貸借契約方式を主張していた。）

三、事務当局としては、米側の意向が必ずしも沖縄側の要望に副い得ないこともあるべき旨を暗示して若干の妥協案、例えば(a)有限不動産権を取得した土地の上に米軍が恒久的施設を構築した場合現行布令によれば、米側は返還に際し、右施設を譲渡できることとなつているが右の譲渡は、沖縄住民の希望に応ずるごとき方法で行われることを布令中に明示せしめる案(b)既に一括払を受領した者（八百八十二名）については一括払方式を受諾する案(c)道路港湾等になつてしまつた土地については一括払方式を認める案をサヂェストしたが、代表国としては右妥協案を受けた場合は、沖縄における事態収拾の責を負い得ないとして反対した。

三、わが方としては、十四日朝海太使に対して米側に(a)沖縄における B円の弗への切換発表と同時に土地問題に関する新政策を発表する場合、右新政策が沖縄住民の要望通りでない場合は、困難な事態となるから新政策は過早に決定されることなく前広にわが方に内報ありたきこと(b)沖縄側が賃貸借契約方式を無期限とする点まで譲歩した点を特に強調してこの際、一括払方式を全廃して、賃貸借方式一本に切換える決定を行うことを要請するよう訓令した。

別紙第一　沖縄渡米代表団の対米折衝基本態度

別紙第二　沖縄における一括払実施の現情

別紙第一

沖縄渡米代表団の対米折衝基本態度

（五月三十日沖縄代表壮行会の席上代表団が発表せるもの）

一、米国の軍用地に対する従来の方策が民意に反し、とくに権力による恒久的権利の取得ならびに一方的にきめられた低額による一括払いが住民の不満をかい、政治不安をきたした事実を率直にのべてその方策の変更を求める。

二、賃貸借の契約方式による〝毎年払い〟を要求し、三年ないし五年の期間内において地料を更新する。

三、米国の土地使用は米国が施政権を有することを限度としそれをこえないこと。すなわち住民の将来への希望を失わしめないことを大前提とすること。

四、地料や損害補償等は犠牲をうける住民側を主体として考え、米国

の負担を〝従〟とする考えに立つてなされること。

五、伝えられる「希望者には一括払い」をきめるとの選択権二本立のやり方には、あくまでも反対する。

六、契約当事者を現行のように、直接地主対米国とすることをさけて、地主全体の権利を守る立場から他の方法を研究すること。

七、国際法や国際法例その他法的正確を期するために、日本本土において法的、政治的検討を加え現在および将来になんらの支障をきたさないよう万全を期すること。

別紙第二

沖縄における一括払実施の現情

一、(a)沖縄における軍用地総面積　五三、四一四、六九九坪（臨地総面積の七%）

(b)右の内一括払の収容告知のあつた面積及び一括払補償額　一二、二三三、七八五坪（軍用地面積の二二%）　二、一三三、〇七二、四九一B円

(c)(b)の内収容宣告書の発せられた面積及び一括払補償額　八、四六〇、三〇一坪　一、六〇五、六七七、〇二五B円

三、一括払受領者数及び受領補償額

(a)収容宣告前に協議成立した者　四二名

収容宣告後に一括払を受けた者　八四〇名

計　八八二名

(b)受領補償額　二四〇、〇〇〇、〇〇〇B円

極秘

電信写

昭和三三　一〇七五六　暗　ワシントン　六月一六日一八三〇発　亜北
本　省　一七日〇九一一着

藤山大臣

（沖縄土地問題に関する件）

第一三六七号（館長符号扱）

貴電第八七三号に関し

一、十六日安川よりマーチンに対し、沖縄現地代表と日本政府当局との話の状況、特に現地は一括払いに対してはたとえ選択制によるもこれが制度自体の存続に絶対反対であることならびに一括払いには反対なるも、賃貸借契約は無期限とすることに同意しおり、従つて賃貸借契約一本としても米軍の計画的土地使用は保証される点を説明したところ、マは現地が一括払いに強く反対する事情は既に充分承知の上で問題を検討して来た次第であるが、結論として選択制とし、これを既に一括払いを受諾した

了帳記

外務省

極秘

電信写

（第一三六七号の二）

土地所有者にも適用するという方式が可能な最大限の譲歩であり、一括払いの諾否は全く個人の自由意思に任せらるる以上、真に土地所有者全員が一括払い反対ならば結局的に賃貸契約一本となる途が開かれていることを強調し、左翼分子の扇動は一括払い廃止のみによつて終熄するものではなく、賃貸借契約となればなつたで今度は地代問題で依然として扇動を続けるであろうと述べていた。（安川よりさきにマが選択制とするか、賃貸契約一本とするかを検討中であると内話したことに言及し再考の余地なきやを打診したが、国務省としてこれ以上軍部の譲歩を求めることは不可能であると答えた。）

二、以上のとおり米国政府として既に選択制の立場で現地代表との話合いに臨む基本的方針を確定しおり、現地代表より一括払い廃止をジャスティファイする余程のコンヴィンシングな説明なき限り右方針を撤回せしめることは到底困難であると判断されるので、

外務省

秘極

電信写

（第一三六七号の三）

当館としても現地代表に対し右情報を伝える所存につきお含みありたい。

三、マによれば、現地代表と米側の話合いの具体的計画はなお検討中の趣であるが、実質的会談は七月一日の予定なる由。なおB円を米ドルに切替え発表の時期については言明を避けていたが、土地問題と共に方針決定と発表の時期は別問題であり、発表時期については更に日本側と協議の余地あるべしと語っていた。

（了）

配布先　大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、亜参、米参、総、亜北、米北

外務省

秘

電信写

昭和三三　一〇九九二　略　ワシントン　六月二〇日一六一〇発　亜北、米北

本省　二一日〇七〇〇着

藤山大臣　朝海大使

（沖縄代表と米当局者との会談に関する件）

第一三九八号

一、沖縄現地代表は十九日朝当地着、同日午後並びに二十日午前本使以下館員と会談、現地の事情並びにこれに対する代表の意向を詳細聴取し意見の交換を行った。

一、一行は二十日午後ニューヨークに赴き、二十五日当閣首席とともに当地に帰来、二十六日より米国側との会談に入る予定。会談予定左のとおり。

六月二十六日　陸軍省民政局長、テーラー陸軍参謀長、レムニッツアー陸軍参謀副長、陸軍次官（以上各

外務省

了帳記

秘

電信写

（発一三九八号の二）

（個別）。

六月二十七日　ジャッド議員、プライス議員、ムーア陸軍参謀次長。

三十日　マイク・正岡、ギャブイン議員、クォールズ国防次官、オマホニー議員、バーンズ議会ハワイ代表。

七月一日　国務・国防両省当局者との合同会議

二日　必要に応じ前日の会議続行並びにロバートソン国防次官補と会談。

三日以降、必要あれば国務・国防両省当局者との会議続行並びに現地代表の希望に応じ前記以外の米側要人との会談。

（了）

配布先　大臣、次官、官房長、亜、米、条、情各局長、亜参、米参、条参、総、亜総、北、米北、保、条条

外務省

次官
官房長
アメリカ局長
アジア局総務参事官

秘
部
要写
記録分類

電信課長
管主 アジア局長
発電係
任主 北東アジア課長
起案者

宛 在米 朝海大使

名件 沖縄土地問題に関し次官、米大使会談の件

暗 略 第九〇七号

発 岩山大臣

昭和33年6月21日起案

電送第 09017 号

昭和33.6.21 前後 17時00分発

回覧番号 亜北 897

記帳了

電信案(甲)

外務省

とっている。これは普通の常識ではわかり難い点であるが、問題は、今回のレヴューが具体的に沖縄人の対米感情を鎮静せしめるという所に狙いがある以上、仮令それが過去の経験等から来るセンチメンタルなものであるにせよ、これを聞いてやることによって好ましい結果が齎らされるならば、そうすることが実益を挙げる所以ではないかと考える。貴大使も代表達に会われたと思

電信案

外務省

うが、この点如何に考えられるかと尋ねた次、大使は、昨年岸總理は、米国から帰られた時に、沖縄問題については、結局期待したような結果が挙らなかった。しかしそうであればこそ尚更沖縄というものは、出来るだけ平静にしておきたい。そうすることによって、沖縄について無用の感情的な問題が日本において起らないようにして貰いたいと卒直に言っておられたが、この点自分も全く同感

である。今後の問題もそういう見地から考えて見る必要がある。仮令理論上は割切れなくても、世の中には理論で割切れない問題は沢山あると思う。問題は事実が重要であり、結果において希望したような成果が得られないという状況ならば、理論的には変であっても、実益を挙げるように考えるべきではないかと思っているが、この点貴方の非難（小幸兄）と全く同感である。実は

ワシントンにおし、出来るだけ現地の希望に副ってやる
よう強い進言をしてある。これがくとか南いう言えるので
はないかと自分としては期待をもっていると述べたのち、次官、
かう、そこまで内容を理解しておられることは日米両国にとって
幸なことであり心からアプリシエイトするものであると述べ
ておいた。

電信写

昭和三三　一一一五六　平　ワシントン　六月二三日一九三五発　米北、亜北
本　省　二四日〇九〇一着
藤山大臣　朝海大使

（沖縄代表団に関し新聞報道の件）

第一四一六号

目下訪米中の沖縄代表団に関し、二十三日付ニューヨーク・タイムズは要旨左の如き社説を掲げた。

従来反対が多くて実施を中止している土地収用手続の修正を討議する目的で、陸軍長官の招請に基づき沖縄代表団が訪米中である。この代表団は真摯で責任ある人々であり、琉球の立法府、行政府及び土地所有者を代表している。彼らはいわゆる「反米」主義者では全くない。彼らは極度に面倒な問題の公平な解決を見出そうと試みているのであり、その主張はわれわれの思慮ある傾聴に値する。

沖縄に関する米国の立場は異常なものである。われわれは安全保障という根拠のある理由によつて、現在のところ沖縄の放棄を提案しない。それにもかかわらず、われわれは領土拡張の野心のないことを繰返し明らかにして来た。かくしてわれわれは方法と適応の問題に直面しているがその解決は西太平洋の安定に貢献すると同時に、われわれ自身の国家目的を極めて明らかにするであろう。われわれが聡明に行動する必要があるのは、この問題が直接人間とつながりのある部面において複雑なものがあるからである。われわれは沖縄代表団の人々の分別に最も周到な注意を払い、彼らと共に満足すべき解決策を見出すべく試みなければならない。

（了）

配布先　大臣、次官、官房長、局部長、次参、総、亜総、北、米北、保、経総、米、条条、国政、情道、啓、審、大阪

外務省

記帳了

極秘

電信写

昭和三三　一一四三九　暗　ワシントン　六月二七日一六四五発　亜北
　　一一四四〇　本　省　二八日〇七三八着

藤山大臣　朝海大使

（沖縄土地問題に関する件）

第一四六〇号（館長符号扱）

貴電第九〇七号に関し

一、本二十七日（本日当間首席ワシントン着）本使ロバートソン次官補と懇談し、本使より自分も沖縄の代表団と会談したが、彼等は米国と協力してやつて行きたいという根本の考え方においてはわれわれと一致しており、ただ彼等はその協力をやりやすくするために米側に対し希望を有する次第で、殊に一括払いの廃止につき考慮を得たいと考えおるわけ故、米側もよく彼等の言い分を聴いて頂だきたし。幸いに沖縄においては世界の他の自由国家の基地におけるが如き強援がないが、それに安心せず、国務省も日本側

外務省

了帳記

極秘

電信写

（第一四六〇号の二）

外交当局も常に先手を打つて困難の原因を取除くことが必要なりと存ずと述べた。

二、右に対し御趣旨は同感であり、本件は元来国防省の主管するところであるが、日米の外交関係に影響をおよぼす事項なりとして自分等も積極的に介入しおり、現に三十日も自分はマツケルロイと会見の上政策的見地より本件を論議する心算である。

ただし率直にいうに

(イ) このたび来訪した人が沖縄民の総意を代表しているか否か知らぬが

(ロ) 仮りに代表しているにせよ少数の人が一括払いを希望している場合、その途さえも塞いでしまうことは適当でない

(ハ) 経済的にも一括払いを希望する人があろうことは想像に難くない。自分がその立場にあらば一括払いを受けて、今後の生計の資とするであろう（往電第一〇三七号参照）。仮りに一

外務省

秘極

電信写

（第一四六〇号の三）

括払いで受領した金を非生産的に浪費する個人がありとしても
それは代表者の立入つて論議する問題ではない
(二)還択方式を採用しておることは国防省の立場も考え、議会がこの方式を採用した関係をも考慮し、かつは沖縄側の希望も容れている点を指摘したい
と述べ、賃貸借契約一本でなければならぬという余裕のない態度は納得し難いと述べた。
三、右に対し本使より、一括払いの結果米側がなんらか土地に対するタイトルを取得するのではないか（ロは強く否定した）という誤解と疑惑があることは争えないから十分沖縄側の話も聴き、誤解があればこれを是正されることが今後の話合いを進める上に望ましい、と繰返し述べたところ、ロもそれは必要なり、十分お話を承わるべし、ただ今回の会議で相互に了解を深めることとなれば成功で、直ちに結論を得るということは無理かも知れぬ、と付言

外務省

秘極

電信写

（第一四六〇号の四）

していた。

（了）

配布先　次官、官房長、亜、米各局長、亜参、米参、総、亜総、北、米北

外務省

極秘

電信写

昭和三三年一一月四五二暗　ワシントン　六月二七日一八〇〇発亜北
藤山大臣　本省　一八日〇八五五着

（沖縄土地問題に関する件）

第一四六一号（館長符号扱）

往電第一四六〇号に関し

二十七日安川よりマーチンに対し、沖縄現地側は一括払いは単に地主個人の利害の問題を離れ沖縄住民が全体としてこれに反対し、本問題の解決の仕方如何が今後の沖縄住民の対米協力の態度を左右するとの見地から、一括払いの全面廃止を希望している事情を説明し、期限を付さない賃貸借契約の方式により必要土地を必要期間確保するという米軍本来の目的は達成されるのであるから、この際政治的見地より現地側の希望を容れることが望ましい旨を強調したところ、マは厳重にオフ・サ・レコードに願いたいたしと前

了　記帳

外務省

極秘

電信写

（第四六一号の二）

提し、国務省としてもそのような考えに傾いている次第であるが一括払いを全面的に廃止する上の一番の難点は、地主を一部には

この際土地を手離して海外移住なり、その他の事業に転ずることを希望している者がいることは事実であり、これらの地主が一括払いの方を希望することもまた当然であるので、これらの地主にまで一括払いの途を閉ざす理由はないという点に存すると語つた。

右に対し安川より、現地側の最も強く反対している点は、一括払いそれ自体というよりも、一括払いにより determinable estato なる彼等にとつては理解することの難しい特別の権利が設定されるという点にあるように思われる、これは全くの私見であるが、米軍の取得する権利は期限を付さない賃貸借権一本とし、支払方式は毎年払いを原則とし、一括払いを希望する地主に対しては地代の前払いの形式で、かつ爾後地代値上がりが起つても追加払いを要求しないとの条件で一括払いを行うという方法が考えられる、

外務省

極秘

電信写

（第四六一号の三）

勿論現地側がかかる案を受入れるか否かは予断できないが、もし米国側がこのような案を受入れるならば、これも全くの私見であるが、日本政府としても現地を説得することもできるかも知れないと述べたところ（当館においても本使以下現地代表に対して一括払いの全面的廃止は極めて困難である旨を説明したが、一行中の安里は安川に対し、最悪の場合は前記の如き案を受入れてもやむを得ないとの意向を洩らしていた経緯がある）、マは右はよい考えであり、考慮の可能性があると思うが、実は国務省としては一括払いを希望する地主に対しては琉球政府が土地を買収し、軍は琉球政府と賃貸借契約を結ぶという案を考えていると述べたので、安川よりかかる案ならば現地側の納得を得ることは可能なるべしと答えておいた。マの内話の如き国務省の考え方については、いまだ軍側とはなんらの協議も行われていない模様であり、また軍側の現地代表の主張に対する出方は全く予断し得ない状況ゆえ

外務省

極秘

電信写

（第四六一号の四）

右マの内話は厳に極秘とされたく、なお国務省は本問題につき好意的に考慮しているということを新聞報道さえも会談では決して好影響を与えぬと思料されるので、御如才なきことながら念のため。

（了）

配布先　次官、官房長、亜、米北、米各局長、亜参、米参、総、亜総

外務省

秘

高島

アジア局長 参事官 北東アジア課長

政第三一一八号

昭和卅参年六月卅日

在アメリカ合衆国特命全権大使 朝海浩一郎

外務大臣藤山愛一郎殿

沖縄土地問題に関する件

往電第一四八三号にて報告した沖縄現地代表提出文書別添の通り送付する。

在外公館

別紙添付

大書記 33.7.-4

68

了帳記

We wish to state hereunder the reasons why Okinawan landowners are opposed to the lump-sum payment:

1. Conscious of our Japanese nationality and for sentimental reasons, especially from our national desire of being restored to Japan, we cannot acquiesce to the establishment by the United States of determinable estate in Okinawa.

2. We are deeply attached to our land, for the land on Okinawa is very scarce in proportion to the population and, if lost, it is exceedingly difficult if not impossible to find any substitute land. Loss of land is considered to be an unpardonable breach of trust to our ancestors. In view of such traditional attachment to land and the sentiment of the landowners, we cannot accept the so-called lump-sum payment formula.

3. The concept of determinable estate is very hard for us to understand. In view of the fact that under the right of determinable estate, the United States will be entitled to the exclusive use and enjoyment of land for an indefinite period and, in case of its release to the owner, have no obligation to restore it to the original condition, and in view of the fact that, although the actual amount of compensation is very small, the ordinance provides for payment in the amount equivalent to the price of the land, the Okinawan people have strong apprehensions that the use of the land as determinable estate is substantially the same as outright purchase by the United States.

4. The price of land and the rent in Okinawa have recently shown a great advance. In the case of the price of land, for example, the

index in 1958 is 570 in urban districts and 250 to 310 in rural districts as compared with 100 respectively in 1952. In the case of rent, the index in 1958 is 650 in urban districts and 250 to 290 in rural districts as compared with 100 in 1952. The lump-sum payment formula, which does not take into consideration such a notable rise in land price or rental, is obviously to the economic disadvantage of the landowners.

5. In the case of lump-sum payment, compensation for restoration of land to its original condition is not to be made even if it is released to the owner in future. The present condition of the land in use by the United States armed forces is such that, without such compensation, most of the land could not be used as farm-land again. This is a source of great concern to many Okinawan farmers.

6. In Okinawa, bank depositors have often sustained heavy losses arising from financial upheavals since 1878, especially those during World War II and under United States control. These experiences have psychologically caused the Okinawan people to believe, "Money is transient, land eternal".

7. As stated above, it is practically impossible to acquire substitute land in Okinawa. It is also exceedingly difficult for farmers to get a new job. Although, at present, a considerable amount of employment is provided by construction of United States military installations, it is very clear that such employment will decrease in future. There are not a few who think that the only guarantee against starvation to those with no land to cultivate and no job to make a living is a fixed rent.

1. The total area of land for military use:

43,639.13 acres 53,414,699.13 tsubo

(a) The total sum of rents appraised by the U.S.:

$2,923,196.14 ¥350,783,537

(b) The total sum of rents demanded by the landowners:

$7,425,745.68 ¥891,089,482

2. The average rent per acre appraised by the U.S.:

$67 ¥ 8,038

The average rent per acre demanded by the landowners:

$171.58 ¥20,419

3. The ratio between the American appraisal and the landowners' demand:

1 : 2.54

4. The average rents per acre in accordance with land use, showing both U.S. appraisals and civilian demands:

Cla Classification	U.S. Appraisals		Amounts demanded by owners		Ratio
	$	¥	$	¥	
1. Rice fields	109.63	13,156	202.03	24,250	1.84
2. Other fields	107.09	12,851	218.30	26,196	2.03
3. Forests	10.10	1,212	41.78	5,013	4.13
4. Residential lands	317.89	38,147	1,036.04	124,325	3.25
5. Wildernesses	6.95	843	48.76	5,851	7.02
6. Miscallaneous lands	27.23	3,267	235.14	28,217	8.63
7. Pools and swamps	43.58	5,230	220.25	26,430	5.06
8. Water reservoirs	8.87	1,064	242.08	29,050	27.39
8. Graveyards and cemeteries	9.42	1,130	72.42	8,751	7.74
10. Forest reserves	12.51	1,501	56.83	6,820	4.54
11. Public land	324.58	38,949	1,237.21.	148,465	3.81
12. Precincts of shrines and temples	39.68	4,762	151.93	18,231	3.83

This table shows that there have been some improvements in this matter since the Price Recommendations. The following suggestions will further help remedy grievances the owners are still nursing.

(1) As for cultivated lands there should be less rental difference than there is now as to administrative districts and between five grades.

(2) Problems about residential lands will be solved, if the rents are set according to the rental rates for similar land and adjacent area, as the Price Recommendations suggest.

The owners of the residential lands used by the American forces are now living on grounds owned by other citizens, to whom they have to pay rents. This fact gives a good reason why rents paid by the United States should be the same as rents prevailing in Okinawa. At present, however, there are big differences between these two systems of rents as indicated in the tables below. A reconsideration of this point is especially necessary.

(3) At the rental appraisal for wildernesses and forests, differences in profits to be gained therein from the growth of trees and especially of miscanthus should be taken into account. The United States authorities have failed to appreciate fully the importance and value of miscanthus. As a result, the American rental appraisals for these areas are quite below reasonable rates.

(4) Miscellaneous lands include meeting places of villages, groves belonging to shrines, village commons, etc. They should by nature be treated in the same way as residential lands.

(5) Carp breeding produces profits out of pools and swamps. This fact is neglected by the United States authorities.

(6) Almost all water reservoirs are in residential districts and for the common use of villagers. Consequently, they should be accorded the same treatment as residential lands.

To sum up, at the appraisal of land rents, the peculiarities of individual cases should be taken into consideration, and the principles suggested in the Price Recommendations should be followed faithfully. In this way, the difference of opinions as to just or unjust rents will be adjusted.

Rents per acre of some residential lands:

Son	Aza	Number of families inquired	Military rents	Civilian rents	Ratio
			$	$	
Chatan	Tobaru	7	228.29	1,113.75	4.88
Ginowan	Isa	34	237.58	521.17	2.22
Koza	Goeku	500	255.03	561.36	2.20
Naha	Toma	30	306.03	729.35	2.89

The following table gives the comparison between rents appraised by the United States authorities and those paid by the Okinawa Housing Corporation, whose houses are built in the same fashion as houses for military personnel on military-use lands.

Ginowan-son Aza	Koaza	Land Use	Grade	Military rents	OHC rents	Ratio
				per acre	per acre	
Mashiki	Morikawahara	rice fields	1	$147.32	$612	4.1
Oyama	Maejohara	rice fields	2	116.28	612	5.2
Mashiki	Morikawahara	residential	1	265.40	612	2.2
Mashiki	Morikawahara	residential	2	186.05	612	3.3

This shows that there is a great deal of differences between United States military rents and ordinary civilian rental rates for similar land and adjacent area.

The Status of Lump-sum Payment for the Acquisition of Determinable Estates by the United States

1. The number of parcels, acreage, and value of the land of which Notices of Intent to Acquire Determinable Estate have been filed.

Parcels	35,332
Acreage	9,993.94
	(12,233,785.33 Tsubo)
Value	$17,775,604.79
	¥ 2,133,072,491.80

2. The number of cases, and the acreage and value of the land out of the above-mentioned of which voluntary contracts of transfer as determinable estate have been agreed upon and concluded.

Cases	42
Acreage	25.74
	(31,513.35 Tsubo)
Value	$80,075.68
	¥ 9,609,081.60

This is only 0.2% of the land referred to in Section 1. The figure indicates the fact that the great majority of the land-owners of whose land Notices of Intent to Acquire Property were filed do not want the payment of compensation in lump sum.

3. In case no agreement is reached, the United States acquires Determinable Estates unilaterally by filing Declarations of Taking Land Registry Offices. Compensation for the estates is deposited in the Bank of Ryukyus in trust.

The number of parcels, acreage and value of the land of which Declarations of Taking have been filed for Determinable Estate.

Parcels	21,987
Acreage	7,058.38
	(8,640,301.35 Tsubo)
Value	$13,380,641.80
	¥ 1,605,677,025

4. The number of cases and the acreage and value of the land out of the above-mentioned in Section 3, for which compensation has been accepted.

Cases	840
Acreage	818.36
	(1,001,771.18 Tsubo)
Value	$ 2,059,454.79
	¥ 247,134,575

The land for which compensation has been accepted is 12% of the total area of which Declarations of Taking have been filed. The land-owners concerned accepted compensation with reluctance after the United States filed Declarations of Taking in failure of reaching any agreements with them.

Out of the aforementioned 840 cases, 366 are cases in which the land-owners, being dissatisfied with the amount of compensation, reserve the right to petition for review to the USCAR Land Court by receiving only 75% of the amount held in trust in the Bank of Ryukyus.

THE OKINAWA LAND PROBLEM
A Proposal for Amicable Settlement

In the interest of the United States in Okinawa, in the interest of the people of Okinawa and in the interest of Japanese-American relations, the problem of land acquisition by the United States forces in Okinawa should be settled on a reasonable basis without delay.

1. It is a well-known fact that land acquisition by the United States forces on the basis of lump-sum payment has met with the vigorous opposition of the people of Okinawa and has been the cause of various political and social apprehensions and confusion. It is fortunate that with due cognizance of this situation the United States Government has decided to re-examine the lump-sum payment formula, giving hope and expectation to the people of Okinawa that a satisfactory settlement is forthcoming.

In re-examining this problem, we hope that the United States Government will not fail to appreciate that this is not alone the concern of the individual landowners whose interests are directly involved, but also a fundamental issue in which people of Okinawa as a whole have a serious interest. It is no exaggeration to say that what hangs in the balance, depending upon how this problem is settled, is the cooperation of the people of Okinawa with the United States. We therefore earnestly hope that the United States Government will try to find out a solution of this problem which will creat an atmosphere in which not only the landowners but also the people of Okinawa as a whole may cooperate whole-heartedly with the United States forces in Okinawa in the performance of their duties.

2. While there are various reasons why the individual landowners oppose lump-sum payment, it is necessary to explain the fundamental reason why the people of Okinawa in general so strongly oppose this method of payment.

Normally the right to use land is acquired either by acquisition of ownership through outright purchase or by rental or lease contract. The people of Okinawa consider the latter method, that is lease contract, to be the most natural and proper method by which to furnish the use of their land to a foreign government agency, even though that agency possesses administrative control. While it is clearly stipulated that even though the United States Government acquires a determinable estate by lump-sum payment, ownership continues to remain with the owner of the land and hence there is no transfer of ownership, the concept of determinable estate which is not the same as a rental agreement is something which the people of Okinawa find it extremely difficult to understand from their knowledge of law. It is undeniable that such a concept of right has cuased suspicion and apprehension of the people of Okinawa. The basic reason for their opposition to lump-sum payment lies in the fact that a foreign government would acquire a right which they cannot understand.

It may be argued whether or not the lump-sum payment is more advantageous to the owner than the rental payment from the economic point of view. However, putting aside the economic aspects of the matter, we cannot ignore the fact that not only the majority of landowners but also the people of Okinawa as a whole vigorously oppose

the very right which would be established as a result of payment of a lump sum. In conclusion, the basic element involved in this matter is not the problem of whether or not the lump-sum payment is advantageous to the owners but the problem of whether or not the right acquired by the United States through such method of payment is acceptable to the people of Okinawa.

3. In view of the above circumstances, we strongly request the United States Government to adopt the following proposal as a means to settle the land acquisition problem:

(1) a. Total abandonment of the lump-sum payment and adoption of lease contract without stipulating a specific time limit.

b. Land rental to be paid annually, such rental to be reexamined every three to five years. In the event land is returned, the United States will bear the responsibility for restoration or payment of compensation therefor.

c. In determining the rent, a Land Rent Assessment Committee (tentative name), composed of United States and Ryukyuan members, shall be created so that the popular will may be fully reflected.

(2) Period of use of land by the United States forces shall be as long as need thereof continues. If within such period civil jurisdiction is restored to Japan, the use of land thereafter shall be determined by the United States and Japanese Governments.

(3) No compensation has been paid for damages or losses to land and other property used by the United States forces prior to the coming into force of the Japanese Peace Treaty. It is requested

that such compensation be paid as soon as possible.

4. It is our understanding that what the United States seeks primarily in Okinawa is the use of necessary lands for a necessary period of time without hindrances and that so long as these objectives are met, the method by which they are attained, whatever it may be, is a secondary matter for the United States Government. The people of Okinawa are not opposed to the use of their lands by the United States forces at all. What they are requesting the United States Government is accommodation as to method of acquisition of lands. They merely want the United States to abandon the lump-sum payment formula and agree to acquire land under lease contracts. It is particularly to be emphasized that although it is customary for lease contracts to stipulate a time limit, we propose that no time limit be imposed so that the United States may be enabled to use land without fear of contracts expiring while such land is required thus being interferred with in its primary objective as stated above.

However, because we anticipate the United States forces to be using the land for a considerable length of time, we propose that rental be subject to re-examination every three to five years so that changes in land values may be duly taken into account. It is to be pointed out that complaints of landowners about rental for their lands have mainly stemmed from the fact that the United States forces authorities have made unilateral decision thereon. Although it may be unavoidable that there will be a certain difference of opinions between landowners and the United States authorities concerned as to the amount of rental,

we consider it not too difficult to find out an equitable amount of rental in line with the overall economic policy in Okinawa, policy of commodity prices in particular. For this purpose, we propose the establishment of a committee which will be able to prevent unnecessary disputes over rental problems.

With regard to abolition of the lump-sum payment system, it may be argued that since there are some landowners who prefer to be paid in lump-sum, the question of method of payment should be left to the landowners option. On this point we should like again to emphasize, as we have pointed out before, that the question of lump-sum payment does not stop with the individual landowners but is the general concern of the people of Okinawa. The fact must not be ignored that our people vigorously object to the very establishment in Okinawa of a right of determinable estate as a result of land acquisition under a lump-sum payment. Hence, if lump-sum payment is established as a system, it will mean the dashing of the hope and desire of the large majority of the landowners and the people of Okinawa who are ready to cooperate with the United States forces. To repeat, our understanding is that the objective of the United States forces is to be assured of the use of required land for a required period of time. If this objective can be fully attained, we firmly believe that the United States would not insist upon the lump-sum payment to which the people of Okinawa are so strongly opposed.

5. The vast majority of the people of Okinawa, while earnestly desiring to be restored to Japanese sovereignty, want to give their

whole-hearted cooperation to the United States under the circumstances. If, fortunately, the land problem is settled with sympathy and understanding of the United States Government, in a manner that gives satisfaction to our people, we as their leaders will be in a less embarrassed position to further the above spirit of cooperation.

OKINAWAN DELEGATION ON
THE LAND PROBLEM.

極秘

電信写

昭和三三　一一五六四　暗　ワシントン　六月三〇日一六五〇発　亜北
本　省　七月　一日〇七二〇着

藤山大臣　朝海大使

（沖縄土地問題に関する件）

第一四八〇号

往電第一四六〇号に関し

一、二十九日は日曜なりしも極めて自然にマッケルロイ国防長官と会見の機会をつくり、本使より同長官に対し、目下沖縄より代表団来華中にて、国防省はじめ関係方面より丁重な取扱いを受けおることにつき日本側も喜びおれりと述べた後（代表団に対しブラッカー陸軍長官の招宴あり、三十日はハーター国務次官のブレアハウスにおける招宴あり、国務省としては最高級の待遇、本使も同席の予定、二十七日ロバートソンは一行のため国務省にて約二時間の時を割いた、これも気短かな同次官補とし

外務省

記帳了

極秘

電信写

（第一四八〇号の二）

ては大いに努めくれたわけなり）、自分も同代表団と意見を交換したが、彼等は米軍に対し注文もあり批判もあるも、根本においてはよき環境をつくり米側と協力したき気持を有する次第なれば十分意見を聞いていただきたしと述べた。右に対し同長官は、承知せり、沖縄は単に米国にとつてのみならず、日本を含め自由諸国の防衛に重要であることは日本側も御存知のとおりなるが、自分等はこの問題が日本に影響をおよぼす外交問題でもあることを承知し（本使より沖縄におけるエンバラシング問題の発生は直ちに日本国内に反響がおよんで来ると力説した米国に対し友好的なる日本政府に対し面白くないようなリバカッションを及ぼすことはできる限り避けたき意向にて、明三十日自分がダレスやロバートソン等と本件につき打合わせを遂げることも右趣旨から出ている次第なりと述べておいた。

二、沖縄問題に対しては冒頭往電ロバートソンの言のごとく、いま

外務省

極秘

電信写

（第一四八〇号の三）

米側より即答を求めることは困難なりとするも（本使の見るところでは、今までのところ米側は一括払い一本にせよとの議論に終始しおらず、沖縄代表団も必ずしも十分なる説明をなし得ざるものの如く、これは理論的に納得し得る議論が立たされば米側としては従来の経緯もあり、直ちに沖縄側言い分を取るわけには行かざるべし）、代表団より、また本使より沖縄問題の重要性を米側最高部に気付かせしめることに成功せば、代表団としては沖縄問題今後の話合いに一石を置きたるものと言い得べし。

（了）

配布先　次官、官房長、亜、米各局長、亜参、米参、総、亜総北、米北

外務省

極秘

電信写

昭和三三　一一五七六　暗　ワシントン　六月三〇日一八一五発亜本　省　七月　一日〇八三一着北

藤山大臣　朝海大使

（沖縄代表と米当局者との会談に関する件）

第一四八三号

往電第一三九八号に関し

代表団は二十六、二十七日の両日冒頭往電のとおり米側要人と個々に会談し、代表団からは現地の立場を説明するとともに、右の要旨を文書（別途空送する）にまとめて先方に手交した。代表団側より聴取した会談状況中注目すべき点左のとおり。

(一)ロバートソン次官補

ロは一括払いによる determinable estate の取得は決して所有権をも地主より奪うものにあらざる点を繰返し強調したのに対し、代表側は所有権が地主に残るという点は規則上も明

了記

外務省

極秘

電信写

（第一四八三号の二）

記されているので、その点を誤解しているわけではないが、実質的には一括払いにより土地の買上げに等しい対価が支払われかつ返還される場合は復原補償がなされないということは、生きた人間を提供して死がいを返還されるのと同様であり、この点名目的には所有権が残るといわれながらも、実質的には買上げに等しいというのが現地の一括払いに反対ずる理由である旨を説明した。

(二)レムニツツアー陸軍副参謀長

レは沖縄に対しては米軍としてでき得る限りの援助と協力を惜しまないつもりであるが、現地は米軍に協力するといいながら、最近立法院が核兵器持込み反対の抗議を行ったことには理解に苦しむとて不満を表明した（レは右の発言は外部に引用せざるよう念を押した）。右に対し代表側は沖縄住民の感情としては日本国民と同様核兵器持込みに反対せざるを得ない、ただし

外務省

極秘

電信写

（第一四八三号の三）

米軍が沖縄における任務遂行上いかなる兵器を必要とするかは現地住民の関知し得ないところであり、米軍としても兵器について、いちいち住民の同意を求めるつもりであるとは了解していない、ただ核兵器持込みに賛成かと問われれば反対といわざるを得ない立場にある旨答えた。

(三)プライス議員

プは自分の勧告は現在でも正しいと信じている。ただし一括払いの再検討についてはいまだ行政府からなんらの相談をも受けていないと述べ、右に対し代表側はプライス勧告当時の事情としては一括払いを勧告せざるを得なかったという事情も理解しないわけではないが、その後一括払いについては全住民がこれに反対し、かつ現在は、さきに賃貸契約に応ずることに反対していた地主も現在は進んでこれに応ずる用意を有している。かかる事情の変化があったことを充分考慮して欲しい旨述べ、

外務省

極秘

電信写

（一四八三号の四）

プはそのような事情について検討したいから改めて文書にして提出して欲しいと述べた。

本電取扱い御注意を請う。

（了）

配布先　大臣、次官、官房長、亜、米、条、情各局長、亜参、米参、条参、総、亜総、北、米北、保、条条

極秘

電信写

昭和三三、一一八四九　暗　ワシントン　七月四日一三五〇発　亜北
本省　五日〇八二五着

藤海大使

朝海大使

（沖縄土地問題に関する件）

第一五二七号

往電第一四六一号に関し

沖縄代表団は予定通り三十日より四日間にわたり国防、国務両省当局との会談を行い、当間主席は三日両省関係者等を招きパーティを催し、ブラツカー陸軍長官、レムニツツアー大将等出席せるが（当館より下田出席）、席上

(イ)当間主席および国防省首脳はこもごも今次会談が有意なりし旨述懐し、

(ロ)安里立法院議長（会談において沖縄側発言者の役に当る）は、

了帳記

秘極

電信写

（第一五二七号の二）

会談にてはもつぱら沖縄側が意見を述べ、米側が聞き役に回つたが、終始熱心かつ虚心坦懐に代表団の説明を聞いてくれたので、何事もいい残すことなく、現地側の立場を徹底さすことができたと思い満足である。国防省は来週月曜日（七日）に予定外の会議をいま一度催してくれることになつたが、その際米側方針の大筋なりともつかみ得るのではないかと期待していると述べ

(ハ)国務省係官は、今回の会談が琉球政府主席自身を含む最高の構成による代表団の口を通じて、ワシントンの国防最高当局に対し直接現地の声を反映せしめる機会を提供したことは、土地問題解決の上に寄与すること大なるものがあつた、米政府の方針の最終決定は代表団が帰国した後のこととなるであろうが、もはや一括払い制度の廃止はほとんど確実と見通されるに至つた旨内話した趣である。

外務省

秘極

電信写

（第一五二七号の三）

来週会談終了後さらに詳細の情報追電すべきも、右とりあえず御参考まで。

（了）

配布先　次官、官房長、亜、米各局長、亜参、米参、総、亜総、北、米北

外務省

電信写

昭和三三年一二〇〇七　平・ワシントン　七月八日一四〇五発　亜北

藤山大臣　　本省　九日〇七一四着

（沖縄土地問題に関する件）

第一五三七号（至急）

往電第一五二七号に関し

沖縄代表は七日付をもつて米側との会談を終了し、会談終了後左記の共同声明が発表された。

（以下別紙英文）

（了）

配布先　大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、亜参、米参総、亜総、北、米北、保、情道、啓

外務省

了帳記

電信写

Draft Joint Communique on Visit to U.S. of the Chief Executive of the Ryukyu Islands, the Honorable Jugo Thoma and Party

During the visit to Washington, from June 25 to July 7, the party from the Ryukyu Islands met with many senior officials of the U.S. Government. During the conferences land, economic and emigration matters pertaining to the Islands were discussed fully and frankly. The discussions proved of great benefit in terms of increased mutual understanding.

The visit was made at the invitation of the Hon. Wilber M. Brucker, Secretary of the Army, to enable members of the party to discuss matters of mutual interest with United States governmental officials and agencies in Washington. Besides Chief Executive Thoma the Party consisted of:

1. Mr. Tsumichiyo Asato, Speaker of the Government of the Ryukyu Islands Legislature
2. Mr. Tatsubin Yogi, Legislator and President of the Democratic Party
3. Mr. Yoshinobu Akamine, Government of the Ryukyu Islands Legal Affairs Department
4. Mr. Gazen Tokeshi, Shi-Cho-Son Mayors

（第一五三七号の二）

外務省

電信写

Association

5. Mr. Choko Kuwae, Representing Military Land Owners Federation

The method of land compensation received full consideration in these exchanges of views. The United States officials were deeply impressed by the strong Ryukyuan opposition to certain aspects of the present land problem. The party assured the U.S. Government that the political problems in the Ryukyus surrounding this question would cease altogether if a mutually satisfactory solution can be found. The United States officials assured the Ryukyuans that the views they expressed during the discussions will receive full and sympathetic consideration as a part of the review currently in process in the United States Government with a view to developing a more satisfactory solution to the land question. This review which will require consultation with the U.S. Congress will be completed as soon as possible. Upon completion of this review Lt. Gen. Donald P. Booth, U.S. Army, the U.S. High Commissioner of the Ryukyu Islands will wish to discuss the question further with Ryukyuan leaders prior to his announce-

（第一五三七号の三）

外務省

電信写

ment of the results of the review.

The party expressed complete understanding of the importance of the free world defense position in the Islands as a bulwark against communist aggression. The U.S officials expressed the U.S. Government's deep interest in the welfare of the Ryukyuan people, the future development of the Ryukyu Islands, and the desire to arrive at solutions and programs which will prove mutually satisfactory in achieving these objectives.

(End)

外務省

（第一五三七号の四）

秘

電信写

昭和三三　一二〇二二　略　ワシントン　七月八日一八一〇発　亜北
　　一二〇二五　本　省　九日一一〇四着

藤山大臣　　下田臨時代理大使

（沖縄土地問題に関する件）

第一五四七号

往電第一五三七号に関し

一、沖縄代表団より聴取した米側との会談状況要旨左のとおり（会談米側出席者は陸軍省を代表しレムニッツァー副参謀長、ゲーリー民政局長ほか担当官、国防省を代表しロビンス国際安全保障極東局長ほか担当官、国務省を代表しパーソンズ東北アジア局長ほか担当官）。

代表団側は六月三十日付往信政第三一一八号の趣旨を述べ、着米以来米側高官と個別的に会談した結果、米側が米国の目的

外務省

記帳了

秘

電信写

（第一五四七号の二）

とするところは共産主義侵略に対する安全保障であり、沖縄における諸問題は相互理解により解決すべきものであるとなしている点に最も強い感銘を受けた旨述べるとともに、遺憾ながら現地沖縄においては従来土地問題につき住民の意向を無視した強制力が行使され、このことが住民の最も強い不満の原因となっていることを強調した。

これに対しレムニッツァーは、安全保障のため犠牲はあらゆる場合に避けられないものであり、米国が徴兵制度をとっているのもその一例であり、また土地収用はどこの国においても行われていることを指摘した。更にレムニッツァーは、土地取得手続が仮りに住民の意向に従って解決されたとしても、次は地代について必ず問題が起こり、紛争は絶えないのではないかと指摘し、これに対しては現地側より、地代については米軍側から強制されるところに問題が生ずるのであって、話合いによるこ

外務省

秘

電信写

（第一五四七号の三）

ととすれば決して紛争は起らない、現に民間の土地貸借につい
てはなんら紛争は生じておらず、軍用地のみについて地主が不
当に高い地代を要求すれば直ちに民間の地代に影響を及ぼすの
で、そのような事態は起こり得ず、話合いにより適正地代を見
出すことを保証し得る旨応答した。

さらにレムニッツァーは、一括払いを希望する地主に対して
までその途をふさぐことは、個人の自由意思尊重の原則に反す
ることを指摘したが、代表側は今でこそ米軍側は個人の意思を
云々するが、過去における土地問題の紛争はすべて米軍側が住
民の意思を無視したところに端を発している、また一括払いを
廃止しても土地を処分しようとする地主の意思を拘束するもの
ではないと心配した。

結局七月一日、二日の両日な臨軍当局と代表団側が各々の立
場を主張し合った形であったが、その間国務省パーソンズは、

外務省

秘

電信写

（第一五四七号の四）

最近自分としてかかる重要な問題に参画したことはなかった、
また従来本問題について抱いていた種々の疑問点が代表団の説
明により解明され、その結果を国務省上司にも報告したところ
上司もその結果を喜んでいたと発言した。

七月三日代表団は正式会談とは別個に、スプレーグ国防次官
補（国際安全保障担当）と会談したが、同次官補は土地問題に
ついては直接の担当である臨軍省ならびに現地の高等弁務官の
意見が尊重されなければならないことは当然であるが、今回の
再検討により決定される米国政府の政策は、沖縄住民にとつて
充分受入れられ得るものとなることを確信する、またそのよう
な行政府の政策は下院の軍事委員会によつても慎重に検討され
るであろうことを確信する、米国政府としては現地の提案なら
びに意見に基づいて来週早々関係各省間において協議し、さら
に現地の高等弁務官と協議した上政府案が決定したら、さらに

外務省

秘

電信写

（第一五四七号の五）

沖縄住民代表と協議することとしたい、なお自分個人としては一括払いに対する住民の反対が強いことに強く印象づけられたと語つた。

現地代表は七日さらに一回の会議開催を希望し、その席上において前記スプレーグ次官補の発言を引用して、重ねて現地の立場を強調し、冒頭往電の共同声明発出の扱取りとなつた。

会談終了後の米国政府側の意向については追電する。

なお当間主席は八日早朝、他の一行は八日夜当地発、十五日東京着の予定。

（了）

配布先　大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、亜参、米参
総、亜総、北、米北、保、情道、啓

外務省

秘

電信写

昭和三三年七月九日　一七五〇発　亜北
ワシントン　一二一一一五　暗
本省　一〇日〇八二六着
一二一一一六

藤山大臣

下田臨時代理大使

（沖縄土地問題に関する件）

第一五五四号

往電第一五四七号に関し

(一)九日国務省バーソンズ局長が安川に語つたところ左のとおり。

今回の現地代表との会談の結果、米国政府は国務、国防両長官以下本問題に関係あるすべての者が例外なく問題の所在を認識し、現在沖縄に存在する等閑を矯正しなければならないことを痛感するに至つたことは喜ばしい（別にロバートソン付某国務省員は一括払いが地主にとつて有利であり、これを拒むのは拒む方が馬鹿だと信じ切つていたロバートソンも、今度は一括

了帳記

外務省

極秘

電信写

（第一五五四号の二）

払いに反対する理由が判つたらしいと内話した）。自分も全会談に出席した以外に、安里、与儀の両名とは個人的にも話合い、その際自分から本問題はなんとしても円満に解決したいが、問題はむしろその後にあり、たとえ本問題が解決しても更に政治的紛争が繰返されるようでは折角の米国政府の努力も徒労に帰するので、両名が沖縄政界の指導者として土地問題を二度と政治的闘争の具に供さぬよう特段の努力を要望し、両人ともよく了解した旨答えた。国務省としてはできる限り速やかに検討を終了したいと考えているが、いつどころ案ができ上るかにつきはつきりした見通しは立たない。（案ができ上つた上さらに現地と協議することとなつている点につき、特に現地代表が米国政府の好意を感じている旨指摘したのに対し）この点なロバートソンと自分が一番強く主張したところである（暗に算側に相当の抵抗があつたことをほのめかしていた）。

外務省

極秘

電信写

（第一五五四号の三）

（二）以上に鑑み本問題については基本的には現地の要望が容れられることはほぼ間違いないものと判断されるが、なお具体的には米国政府側と現地側との間に折衝の余地が残るものと予想されるところ、現地代表東京立寄りの節は、貴大臣よりも本問題についても米国政府最高首脳部以下関係者が最大限可能なる好意的考慮を払いおる事実を御指摘の上、この上は現地側としてもでき得る限り妥協的態度に出るよう御説得ありたいようお願い致したい。

（了）

配布先　大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、亜参、米参、総、亜総、北、米北、保

外務省